

朝日町新庁舎建設基本計画 (案)



令和7年●月
三重県朝日町

目次

第1章 新庁舎整備の背景.....	1
1. 基本計画策定の背景・目的.....	1
2. 対象施設の現状と課題.....	2
(1) 対象施設の現状.....	2
(2) 現庁舎の課題の整理.....	4
3. 新庁舎の必要性.....	5
第2章 新庁舎に必要な機能に係る整備方針.....	6
1. 基本理念と基本方針.....	6
2. 整備の視点.....	7
3. 新庁舎に求められる機能の具体化について.....	8
4. 新庁舎の機能.....	9
(1) 窓口機能.....	9
(2) 執務機能.....	10
(3) 議会機能.....	13
(4) 福利厚生機能.....	15
(5) 防災・災害対策拠点機能.....	16
(6) 町民協働・交流機能.....	17
(7) ユニバーサルデザイン機能.....	18
(8) 環境共生・省エネルギー機能.....	19
(9) 情報管理（セキュリティ）機能.....	20
(10) 近隣施設との複合的な利用による付加機能.....	21
第3章 建設候補地の条件整理.....	22
1. 選定する候補地.....	22
2. 候補地選定における評価指標の考え方.....	25
3. 評価.....	27
(1) 定性評価.....	27
(2) 定量評価.....	33
(3) 評価結果.....	36
第4章 新庁舎に必要な規模及び構造.....	38
1. 規模算定的前提条件.....	38
2. 基本的な考え方.....	39
3. 新庁舎規模の精査.....	42
(1) 新庁舎の規模.....	42
(2) 駐車場等の必要規模.....	43

4.	新庁舎に求める構造	44
(1)	耐震安全性の検討	44
(2)	建物構造の検討	45
(3)	耐震性能の検討	45
第5章	配置計画及び建築計画	47
1.	候補地の庁舎配置方針	47
(1)	候補地の敷地条件から配置位置の検討	47
(2)	各候補地の庁舎及びその他機能の配置方針	49
2.	敷地配置イメージ図	50
(1)	候補地 4-2	50
(2)	候補地 5-1	52
3.	庁舎各階配置計画	54
(1)	各階配置断面計画	54
(2)	1階平面配置計画	55
第6章	事業方式の整理	56
第7章	ライフサイクルコスト及び財源の試算	57
1.	ライフサイクルコストの試算	57
(1)	イニシャルコスト（建築費等）	57
(2)	イニシャルコストの考え方について	62
(3)	ランニングコストの試算	64
2.	財政シミュレーション	65
(1)	前提条件	65
(2)	財政シミュレーションの実施	67
(3)	財政シミュレーションによる考察	70
第8章	事業スケジュール	71
第9章	今後の検討について	72
(1)	事業着工の決定	72
(2)	建設候補地の決定	72
(3)	関係機関との協議	72
(4)	コストの継続検討	72
(5)	運用方法の検討	73
(6)	民間収益施設の導入可能性の検討	73
(7)	現庁舎跡地活用方法等の検討	73
第10章	おわりに	74
資料集		75
1.	朝日町新庁舎建設基本計画策定委員会	75

(1)	設置要綱	75
(2)	委員名簿	77
(3)	開催記録	78
2.	導入機能アンケート	79
(1)	職員向け	79
(2)	議員向け	82
3.	建設候補地アンケート	86
4.	用語集	89

第1章 新庁舎整備の背景

第1章 新庁舎整備の背景

1. 基本計画策定の背景・目的

役場庁舎は昭和 39 年に建設されて以降、行政需要の増加や変化に伴い増改築を続けてしてきました。しかし竣工後 50 年以上が経過し、外壁や建築設備等の劣化等、老朽化が顕著です。

また、近年、東日本大震災（平成 23 年 3 月）、熊本地震（平成 28 年 4 月）、広島豪雨（平成 26 年 8 月）や能登半島地震（令和 6 年 1 月）など、大規模災害の発生が相次いでおり、庁舎の防災機能面の重要性も再確認されるようになりました。本町においても南海トラフ地震など今後発生が予想される災害に備え、非常時にも町民の安全・安心な生活を維持することが必要不可欠です。

新庁舎建設にあたり、令和 4 年 10 月に朝日町新庁舎建設基本構想（以下、「基本構想」という。）を策定、令和 5 年 9 月から令和 6 年 3 月にかけて朝日町新庁舎建設基本計画（以下、「基本計画」という。）策定を進めてきました。

基本構想においては、現庁舎の課題を把握し、基本理念及び 5 つの基本方針の設定、候補地を 2 地点（「町民体育館及び周辺エリア」及び「町民スポーツ施設周辺エリア」）に絞り込むなど、新庁舎整備に向けた基本的な考えを整理しました。基本計画においては、整理した考えをさらに深めるため、基本理念である「町民の安全・安心を支え、将来を見据えた柔軟な行政サービス提供の場となり、地域住民の誰もが親しみやすく協働、交流できる朝日の誇れる庁舎」となるよう、行政サービスの提供の場とするだけでなく、まちづくりの拠点とする視点から 2 地点の候補地から候補地選定を行いました。また先に整理した課題を解決するだけでなく、基本構想において基本方針に「町民に親しまれ賑わいや交流のある庁舎」とすることを掲げていることから、町民ニーズの聞き取りの上で新庁舎に導入すべき機能や新庁舎の規模、施設計画及び財源等、多方面からの検討から基本計画を策定しました。

この基本計画は、庁舎の設計・工事を進める上での根幹となるものであり、今後の基本設計・実施設計の指針とします。

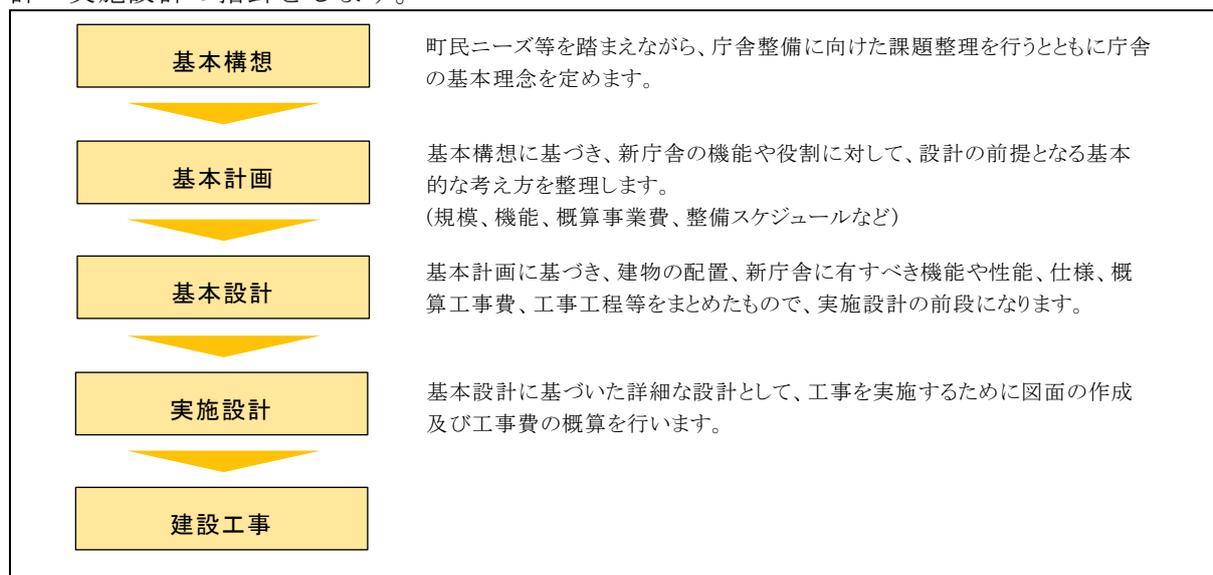


図 新庁舎整備フロー

2. 対象施設の現状と課題

(1) 対象施設の現状

新庁舎を建設するに当たり、老朽化している中央公民館（朝日町公民館）や朝日町浄水場等の町有施設との併設又は複合化について、関係者と十分調整を図りながら検討を進めます。施設概要は以下のとおりです。

表 対象施設の敷地・施設概要

		庁舎	中央公民館 (朝日町公民館)	朝日町浄水場（上下水道課）	
				管理棟	発電機室
敷地概要	所在地	朝日町大字 小向 893 番地	朝日町大字 小向 1893 番地	朝日町大字縄生 1939 番地	
	用途地域	第一種住居地域	第一種住居地域	第二種住居地域	
	容積率	200%	200%	200%	
	建蔽率	60%	60%	60%	
	敷地面積	2,439.64 m ²	881.00 m ²	1,971.00 m ²	
施設概要	建築年	昭和 39 年 (築 60 年)	昭和 52 年 (築 47 年)	昭和 49 年 (築 50 年)	昭和 49 年 (築 50 年)
	建築規模	地上 2 階建て	地上 2 階建て	地上 1 階、 地下 1 階建て	地上 1 階建て
	構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
	延床面積	2,032.18 m ²	722.48 m ²	1,167.85 m ²	32.5 m ²

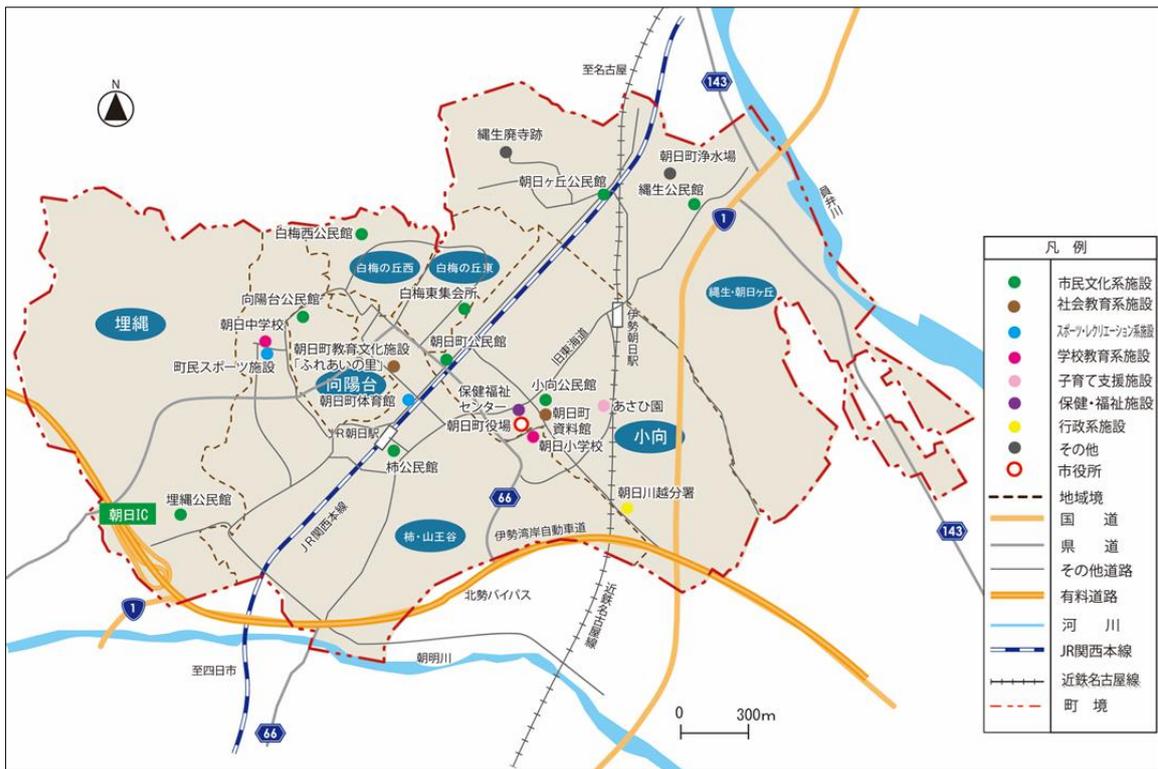


図 町内公共施設位置図

(2)現庁舎の課題の整理

基本構想において整理した現庁舎の主な課題は以下のとおりです。

課題① 施設・設備の老朽化
現庁舎は、竣工後 50 年以上、増築庁舎は 30 年以上経ち、外壁や各建築設備の劣化が目立ってきています。
課題② 防災拠点としての安全性の低下
現庁舎は昭和 56 年 6 月 1 日建築基準法施行令改正より前の基準（旧耐震基準）の建物ですが、検査結果が目標値を上回ったため、耐震補強工事をすることなく現在に至っています。
課題③ 利便性の低下
現庁舎は敷地も狭く駐車場が不足し、庁舎内の待合や執務室が手狭である上に、通路や階段が狭く、エレベーターもないなど、ベビーカーでの利用や高齢者が利用しにくい状況にあります。また、窓口案内が分かりづらく、ユニバーサルデザインへの配慮が十分ではない状況です。
課題④ 執務空間の非効率性
現庁舎の執務空間は狭く共有スペースも不足しており、効率的な執務執行に支障をきたしています。

3. 新庁舎の必要性

現庁舎の課題を踏まえ、基本構想において整理した新庁舎整備の必要性は以下の通りです。

必要性① 防災拠点としての耐震性・機能の確保
庁舎は災害対策本部の設置場所に指定されており、平常時の来庁者の安全確保、災害発生直後から災害対策活動の拠点施設として機能する必要があります。災害発生時には、庁舎内にいる方の生命や行政的な財産を守るため、十分な耐震性能を有さなければなりません。早急に現在の耐震基準に適合した災害時に円滑な機能を持った庁舎の建設が求められています。
必要性② 施設の老朽化への対応
施設が老朽化しているため、劣化部分の補修工事等を繰り返すことは維持管理費の増大に繋がります。そのため、対処療法的な老朽化対策ではなく庁舎の建築による設備全体の大規模な改修、環境や省エネルギー向上に対応できる建築設備の設置を行うことで、今後の施設維持管理費の軽減を行い、財政負担の軽減を図る必要があります。
必要性③ 利便性の高い空間の確保
現状の課題である来庁者の待合スペースや執務室の狭窄を改善し、通路や階段を広げ、ゆとりのある空間の確保やユニバーサルデザインに対応する必要があります。さらには交流場所の設置といった住民の憩いの場を設け、分かりやすい案内表示を行うことで、誰もが利用しやすい質の高い空間を確保する必要があります。また、事務の効率化を図るためにも、各種申請等のオンライン化や総合窓口の導入による行政サービスの向上が期待されます。 駐車場に関しては、現庁舎よりも来庁者の駐車場を増やす必要があります。
必要性④ 効率的な執務空間の確保
執務空間の狭窄を改善し、書庫や倉庫などの共有スペースを見直すことで効率的な執務執行となるように文書等の保管方法の精査が求められます。また、プライバシーが確保された相談室等の必要な諸室を精査し、町民ニーズに合わせて柔軟な対応ができ、職員が効率的に執務を遂行できる空間が求められています。また、ITを活用した行政サービスの電子化に対応するための環境整備や個人情報の保護などのセキュリティ対策といった情報管理も十分に行える空間とする必要があります。
必要性⑤ 環境への配慮
地球環境保全のため、限られた資源を有効に活用する自然にやさしい庁舎とします。また、令和2年、政府において宣言された「2050年脱炭素社会(※1)」を推進し、自然エネルギー利用、設備システムの高効率化等により、快適な室内環境を目指しながら、建物で消費するエネルギーを極力抑えた庁舎を目指します。

第2章 新庁舎に必要な機能に係る整備方針

第2章 新庁舎に必要な機能に係る整備方針

1. 基本理念と基本方針

新庁舎整備に際して、目標とする庁舎像である「基本理念」を設定し、基本理念を実現するための基本方針を以下とします。

基本理念<目標とする庁舎像>

町民の安全・安心を支え、将来を見据えた柔軟な行政サービス提供の場となり、地域住民の誰もが親しみやすく協働、交流できる朝日の誇れる庁舎

基本方針

- 1 町民の安全・安心を支える強靱な庁舎
- 2 町民に親しまれ賑わいや交流のある庁舎
- 3 機能性に優れ、柔軟で効率的な庁舎
- 4 人や環境にやさしい庁舎
- 5 経済的で合理性の高い庁舎

2. 整備の視点

基本理念、基本方針を踏まえて、6つの整備の視点を以下の通り決めました。なお、今後検討する新庁舎に必要とする機能や施設計画の検討等については、この整備の視点を踏まえ具現化を図ります。各フェーズにおいては、SDGs(※2)の視点を踏まえて、整備していきます。

1. 防災拠点の役割を果たす視点

災害時に強く、機能維持と適切な指揮・情報伝達が可能、一時避難ができる防災拠点の整備

2. 町民に親しまれ身近に感じる視点

交流やコミュニティの場を多様化させる、開かれた町民のふれあいの場の整備

3. 町民の利便性に配慮した視点

利用者の立場に立った行政サービスの提供と環境整備

4. 情報管理に対応した視点

最新技術を活用した事務の効率化によるスマート自治体の実現

5. 環境に配慮した視点

資源の有効活用と環境保全に取組み、総合的な省エネルギー対策の実施

6. 効率的、経済的で柔軟な視点

機能性、効率性、柔軟性を重視しつつコストを削減

3. 新庁舎に求められる機能の具体化について

基本構想の「第5章 整備方針の検討 3 機能・仕様の検討」において整理した新庁舎に求められる機能を踏まえ、以下の通り10の機能等に細分化し整理しました。

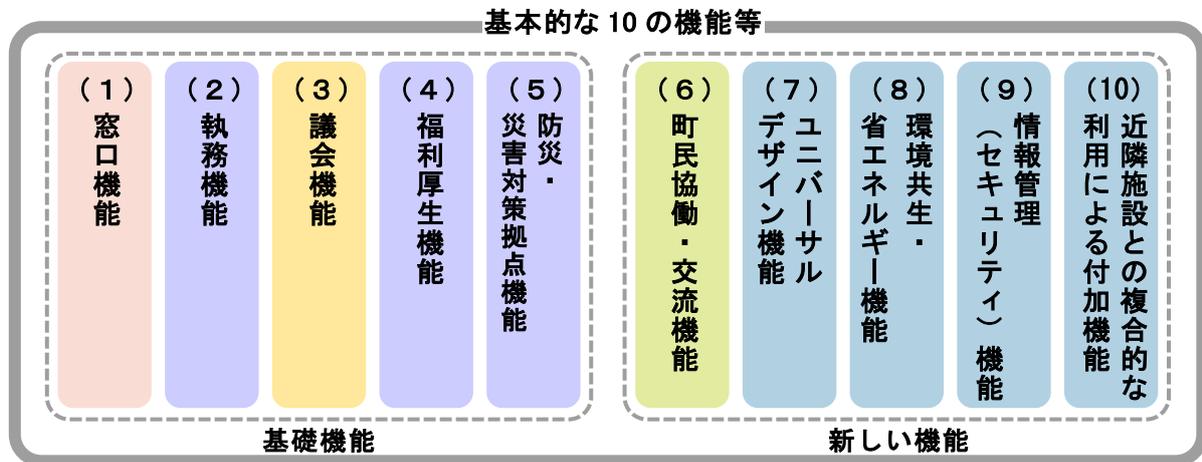


図 新庁舎機能のイメージ

基本的な10の機能の内、「(1) 窓口機能」「(2) 執務機能」「(3) 議会機能」「(6) 町民協働・交流機能」の4つの主要な機能を明確にすることが、次のフェーズである基本設計に向けて重要な要素になります。上記4機能に加えて、「(5) 防災・災害対策拠点機能」等を基本計画で重点的に検討を行い、各機能の整理を行います。

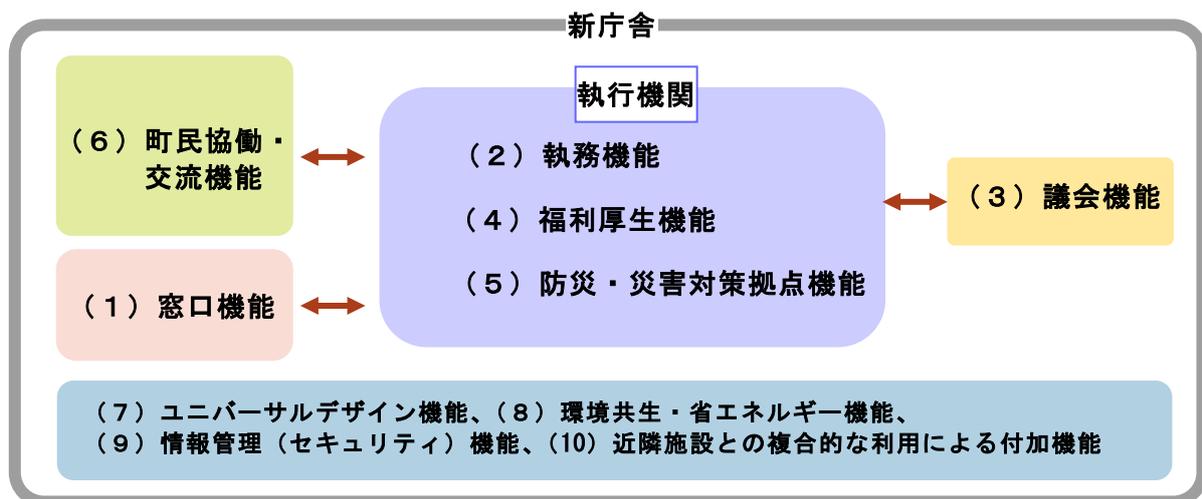


図 新庁舎の概念図イメージ

4. 新庁舎の機能

基本的な 10 の機能について、機能導入にあたっての基本的な考え方と、新庁舎に求められる性能や水準、具体的な空間や設備等を設定しました。

設定するうえで、「(1) 窓口機能」、「(3) 議会機能」は、行政サービスを提供するうえで、根幹をなす機能であるため、職員及び町議会に対し、アンケートを行った結果を取りまとめます。

各機能について検討した内容を下記に示します。

(1) 窓口機能

基本的な考え方

- ◆ 作業効率が良い窓口機能の構成
- ◆ 誰もが不自由なく容易に手続き可能
- ◆ 来庁者の利用頻度に合わせたフロア構成

具体的機能

【来庁者・職員が使いやすい窓口】

- ・来庁者にとって、わかりやすく、容易に手続きができ、職員にとって、執務効率が高い「中央集約型」の窓口形式を採用します。

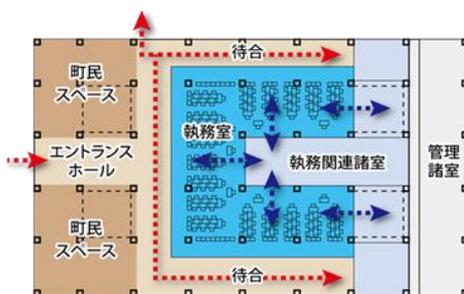


図 平面イメージ



図 窓口の様子イメージ

特徴	効果
<ul style="list-style-type: none">・来庁者と職員の動線の分離・一体の執務室空間・各課間でコピー機等共用可能	<ul style="list-style-type: none">【来庁者の利便性向上】<ul style="list-style-type: none">・複数の申請が1箇所で行うことが可能【職員の執務環境の向上】<ul style="list-style-type: none">・他課と連携した効率的な事務処理が可能・執務空間におけるセキュリティの明確化【効率的な空間の構成】<ul style="list-style-type: none">・面積効率・機器配置効率の良さ・組織再編に対応できるフレキシビリティの高さ

【関連各課の機能的配置】

- ・庁舎内は3層フロアの機能構成とします。1階には町民の利用頻度の高い窓口を配置し、ワンフロアでサービスが可能な計画とします。2階には総務・企画系の課を配置し、町民利用と執務室を明確に分離したフロア構成とします。3階には教育委員会及び議会諸室を配置します。

3階	教育課、生涯学習課、議会事務局、議会諸室
2階	総務課、防災環境課、庶務・町史編さん課、企画情報課、産業建設課
1階	広報・町民課、税務課、保険福祉課、子育て健康課、出納室

図 各課の配置イメージ

(2) 執務機能

基本的な考え方

- ◆ 職員の執務執行効率の高い環境の確保
- ◆ 将来の行政需要(組織再編・人員変動)に対応可能な環境づくり
- ◆ 行政執行を円滑に行うための各諸室の適正配置

具体的機能

【事務スペース】

- ・事務スペースは、明るくオープンな空間とします。事務スペースと来庁者利用スペースを明確に区分することで、行政情報の第三者への漏洩防止を行います。
- ・ユニバーサルプラン(※3)やフリーアクセスフロア(※4)の導入などにより、将来の組織再編等の対して容易にレイアウト変更可能な柔軟な配置計画とします。

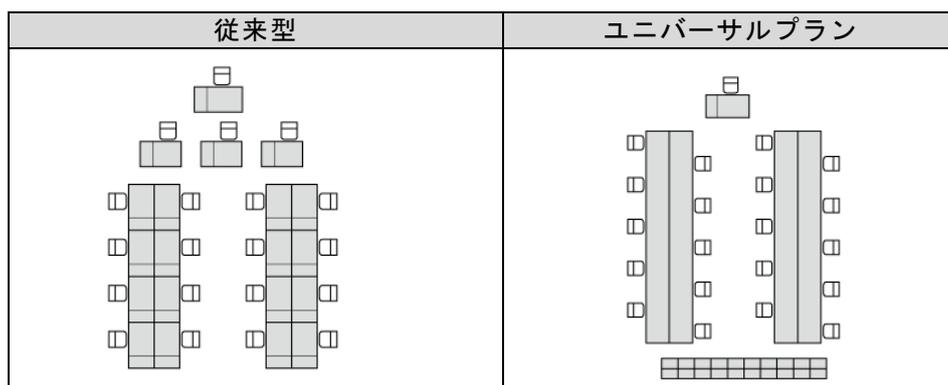


図 ユニバーサルプランイメージ

【特別職室】

- ・特別職室を秘書所管課及び教育委員会に隣接して配置します。町長室及び副町長室は秘書所管課に隣接させ、教育長室は教育委員会に隣接させます。
- ・特別職室には、少人数の応接スペースを設置します。

【電算室】

- ・サーバー室として独立した部屋とし、その重要性から ID カードや防犯カメラの設置など外部からの侵入が容易にできないよう対策を講じます。
- ・電算室に設置される ICT 機器（※5）の安定稼働を目的とするため、運用監視システムを設置します。
- ・日頃のメンテナンス、機器の入替えの際に支障とならないよう二重床（OA フロア）等の工夫をするとともに、緊急時に備え、専用の非常用電源（自動起動型）の確保、地震発生時に機能を損傷しない構造の導入を検討し、業務継続を可能とします。

【書庫・倉庫】

- ・行政事務に関する文書、図書等を移動式書架により保管するためのスペースとして必要な容量を確保します。容量については、ICT を活用したペーパーレス化が進行することを想定し検討します。
- ・書庫は、事務の効率化の観点から、それぞれの執務場所と同一のフロア、事務スペースのバックヤードに配置します。
- ・戸籍等の重要な文書等は、耐火書庫の使用等保管方法を検討します。



図 移動式書架の例

【会議室】

- ・現庁舎における稼働率を鑑み、各階に適正な面積を配置します。また様々な規模の会議や研修に対応できるよう、大・中・小それぞれの会議室を配置、かつパーティション等の利用により用途に応じた利用が可能な計画を検討します。
- ・1階に配置する会議室は職員と町民の併用利用も可能、2階の大会議室は選挙の開票や非常時には災害対策本部機能を担うことも想定し、有効利用を図ります。



図 会議室の例

【打合せスペース】

- ・課内の打合せ等に使用するため、間仕切りした打合せスペースを各階の執務室内に設置します。

【相談室】

- ・福祉、子育て、税務相談などプライバシーに配慮した相談室を、町民利用の多く想定される1階及び2階に設置します。

【Wi-Fi 環境】

- ・職員、議会及び来庁者等が使用することが可能な Wi-Fi 環境を整備し、職員及び議員の執務の効率化と来庁者の活動支援を行います。

(3) 議会機能

基本的な考え方

- ◆ ICTの活用など十分な審議や調査研究できる環境整備
- ◆ 柔軟な利用が可能となるフレキシブルな諸室構成

具体的機能

【議場】

- ・ 議員席・執行部席の座席配列は直列形式を採用し、大会議室など、議会以外での利用や将来の議員定数の変動に対応するため机や椅子は可動式のものとします。
- ・ 設備は、議会審議中継、議事録作成のため録画・録音・中継・音響設備を設置し、カメラ制御のための議会事務局操作席を配置します。また、議員及び説明者資料提示用モニター又はプロジェクタースクリーンの設置などの環境整備を検討します。傍聴席は、障がい者等多様な町民が気軽に議会を傍聴できるよう設置し、議会傍聴規則を考慮し傍聴者の導線を意識して配置します。

席配置の考え方

- ・ 正面に議長席、議長席の両サイドに執行部席を配置する。
- ・ 議員席の背後に傍聴席を配置する。

床の形状

- ・ 執行部席、議員席及び傍聴席は同じ床レベルとする。

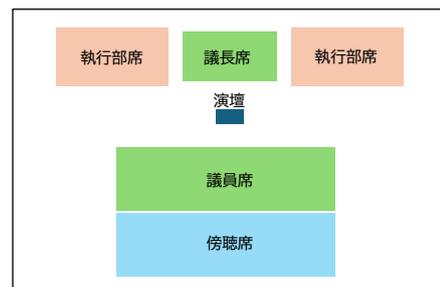


図 直列形式の議場平面イメージ

【議会事務局】

- ・ 階段やエレベーターからの来客が議会事務局を介して議会各室へ案内できるよう配置します。また、応接、給湯及び備品保管スペースの配置を検討します。

【正副議長室】

- ・ 正副議長の執務及び応接スペースを、議会事務局に隣接した場所に配置します。

【委員会室】

- ・委員会室は、常任委員会や予算特別委員会など各委員会の審議や会議室として利用可能な1室配置し、人数や利用方法に対応できるよう可動式の椅子や机を用いる等可変性のある作りとします。

【議員控室】

- ・全議員が集まるスペースとして配置します。平常時は全員協議会として使用し、会議のない時間帯には、議員同士の意見交換をしたり、個人作業ができるようデスク・チェアを数箇所配置します。また手荷物管理のためロッカーを配置します。
- ・災害時には議会としての防災拠点として使用するため、災害情報を把握するためのモニター等の設置を検討します。

【議会図書室】

- ・調査研究のため、議会関係の文書及び図書の保管庫と閲覧スペースを設置し、一般にも公開できるようにします。
- ・閲覧エリアを議員控室と隣接することにより議員の活動効率化を図ります。

(4)福利厚生機能

基本的な考え方

- ◆ 執務空間と福利厚生機能諸室の明確なゾーニングにより業務効率の向上
- ◆ 来庁者も利用可能な福利厚生機能の配置

具体的機能

【更衣室】

- ・男女別室とし、職員用出入口付近の執務室のバックヤードに設置します。

【休養室】

- ・男女別室とし、更衣室に隣接した位置に配置し、洗面設備を併設します。

【宿日直室・夜間休日受付】

- ・閉庁時の専用出入口として夜間休日受付窓口を1箇所設けるとともに、防犯カメラ・モニターテレビ等による庁舎管理を行います。
- ・宿日直室と用務室を併設し、宿日直業務の事務スペース及びトイレを完備します。

【食堂】

- ・職員や町民が食事や休憩できる場所として食堂を設置します。食堂には、飲み物や軽食などの自動販売機を配置します。

(5)防災・災害対策拠点機能

基本的な考え方

- ◆ 多様な災害時にも業務継続可能な新庁舎の整備
- ◆ 迅速かつ効率的な災害対応に取り掛かることができる総合的な防災拠点の整備

具体的機能

【災害対策本部機能】

- ・災害時の対策本部となる会議室を配置します。
- ・会議室には、災害対策本部の会議として使用できるスペースを確保し、その他災害時に使用する関連情報機器や災害情報を収集するための大型モニターを設置します。
- ・支援団体（自衛隊、内閣府、国土交通省、他市町等）の活動スペースとなる会議室には、非常用コンセント及び通信手段としての公衆無線 LAN 設備を設置します。
- ・現在設置されている三重県の防災関連設備の移設を踏まえ計画します。
- ・災害対策本部室は、防災所管課及び放送室に隣接して配置します。



図 災害対策本部室の例



図 非常用コンセントの例

【BCP（業務継続計画）対応への取組み】

- ・町民等への火災、災害情報など緊急情報の提供等、防音対策が施された放送室を設置します。
- ・災害時にライフラインが途絶えた場合でも、災害対策本部機能や町民生活に影響する行政サービス機能の維持が可能となる設備の設置及び物資を配置します。具体的には、最低3日間は機能維持ができるよう非常用電源の確保や災害時に備え、食料、飲料水、粉ミルク、毛布、簡易（携帯含む）トイレ、生理用品等を保管できる備蓄・資機材倉庫を配置します。



図 備蓄・資機材倉庫の例

(6)町民協働・交流機能

基本的な考え方

- ◆ 様々な目的を持つ来庁者の交流を育む環境の確保
- ◆ 来庁者がイベント参加等行政サービス以外の活動に参加することによりコミュニティ形成を生む町の拠点化
- ◆ 利便性向上の期待できる民間収益施設との連携

具体的機能

【町民協働・交流スペース】

- ・町の行政情報等を発信する情報発信コーナーや、地域団体等の活動を紹介する町民ギャラリーなどを設置し、まちの活性化やコミュニティ形成を図ることのできる空間を検討します。
- ・セキュリティに配慮した動線を確保することで、休日などの閉庁時間帯における会議室の自習スペースとしての町民利用、地域団体等の活動の場としての利用を検討します。
- ・町民にとって利便性の向上が期待される民間収益施設（郵便局、銀行、コンビニなど）の誘致や庁舎に用事がなくてもふらっと来てくつろげる「まちのリビング」や「まちのカフェ」のような町民交流スペースを検討します。



図 地域協働・交流スペースの例

(7)ユニバーサルデザイン機能

基本的な考え方

- ◆ 初めての来庁者にもわかりやすい案内表示
- ◆ 視認性や動線に配慮した施設の計画
- ◆ 障がいの有無や年代を問わず、全来庁者が利用できる諸室の確保

具体的機能

【おもいやり駐車場】

- ・来庁者用の駐車場には、障がい者等に配慮した「おもいやり駐車場」を確保し、駐車後の庁舎への動線を意識した配置とします。
- ・駐車場から庁舎に向かう歩道は、雨に濡れないような動線の計画・軒や幌の設置を行うなど、雨天時にも移動しやすくなるよう検討します。



図 おもいやり駐車場の例

【多目的トイレ】

- ・高齢者や車いす利用者、妊婦、乳幼児連れ、オストメイト(※6)等に適応した多目的トイレを設置します。



図 多目的トイレの例

【わかりやすい案内表示等】

- ・明快な空間構成にするとともに、ユニバーサルデザイン指針に基づき、来庁者が迷うことなく目的の部署に向かえるよう、わかりやすい案内板やサイン計画(※7)等を検討します。



図 サイン計画の例

【キッズスペース・授乳室等】

- ・子ども連れの方でも安心して来庁できるように、キッズスペースの設置やベビーシート等を備えた授乳室の設置等、子育て支援機能を配置します。



図 授乳室の例

【エレベーター】

- ・エレベーターは、視認性に配慮し分かりやすい位置への配置及び急病時のストレッチャーの使用や、機器や書庫など大型の荷物の運搬を想定し、十分なスペースを確保できる規格のものを検討します。

(8)環境共生・省エネルギー機能

基本的な考え方

- ◆ 地域資材等を活用した朝日町ならではの庁舎計画
- ◆ 再生可能エネルギーの利用
- ◆ 維持管理費の削減による持続可能な全体計画
- ◆ エネルギー使用量の見える化による町民への環境配慮の啓発

具体的機能

【地域資材を活用した建材】

- ・朝日町ならではの地域資源である「竹」を活用し、竹の持つ「断熱性能」「消臭効果」「抗菌効果」などの理学的特性や環境性能を活かすことを検討します。
- ・県産材であるスギやヒノキは断熱性や調湿性に優れていることから、公共建築物に取り入れることは環境面で有効的であるため活用を検討していきます。

【省エネルギー対策】

- ・省エネルギーや省資源化を目指すために、太陽光発電の設置や自然換気や自然採光を積極的に取り入れます。
- ・LED照明・タスクアンビエント照明（※8）等、効率の良い照明システムを検討します。
- ・断熱性の高いLow-e複層ガラス（※9）の採用や断熱効果に優れた設備を採用することで熱負荷の低減を図ります。

【機器・設備運転管理システム】

- ・環境配慮技術の啓発を図り、エネルギー消費量の見える化を検討します。

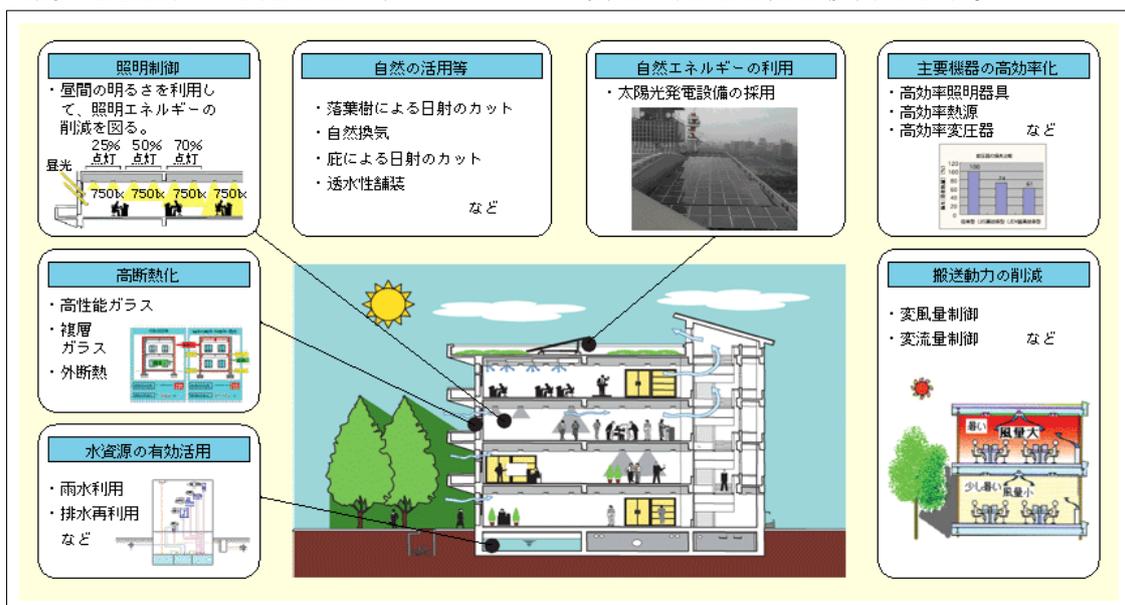


図 グリーン庁舎のイメージ（出典：国土交通省）

(9)情報管理(セキュリティ)機能

基本的な考え方

- ◆ 個人情報保護のためのセキュリティラインの明確化

具体的機能

【入退出セキュリティ機能】

- ・ 行政情報及び個人情報の保護や防犯上の観点などから、来庁者の立ち入り（利用）可能な時間、場所を明確にします。
- ・ 戸籍情報等、機密性の高い情報を保管する書庫などについては、特定の職員のみ入室可能とするなど、業務の性質に応じて、セキュリティレベルを段階的に区分します。
- ・ セキュリティを確保する機能として、ICカード認証システム等の導入を検討します。

レベル1 開庁時間内は来庁者が自由に利用できるエリア

- ・ 窓口や待合スペース、ロビーなどについては、開庁時間内に限り、来庁者が自由に利用できるエリアとします。
- ・ 休日や夜間などの閉庁時間についても、セキュリティラインを明確化し、会議室等の一部開放を検討します。

レベル2 職員を伴って来庁者が利用できるエリア

- ・ 会議室（一部の会議室を除く）や相談室などは原則、来庁者のみでの利用は不可とし、職員を伴う利用とします。

レベル3 職員のみが利用できるエリア

- ・ 行政情報及び個人情報の保護や防犯上の観点から、来庁者の入室は不可とし、職員専用のエリアとします。

レベル4 特定の職員のみが利用できるエリア

- ・ 行政情報の中でも特に重要で機密性の高い情報を扱うエリアについては、限られた職員のみが利用できるエリアとします。

表 セキュリティレベルの考え方

セキュリティレベル		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
セキュリティイメージ		開庁時間中は来庁者が自由に利用可	職員を伴って来庁者が利用可	職員のみ利用可	特定の職員のみ利用可
諸室イメージ		窓口カウンター、待合スペース、ロビーなど	会議室、相談室など	執務スペース、ロッカー室、更衣室、書庫・倉庫など	重要で機密性の高い情報を扱う書庫・倉庫、サーバー室など
立入禁止	来庁者	○	△（職員同伴）	×	×
	職員	○	○	○	△（特定職員）

(10)近隣施設との複合的な利用による付加機能

基本的な考え方

- ◆ 町民同士の交流やコミュニティ醸成の拠点の場となるシンボル庁舎
- ◆ 職員だけでなく、町民等も利用することのできる公共施設
- ◆ 町内公共施設内機能の複合による維持管理費の削減・利便性の向上

具体的機能

【公民館】

- ・町民同士の交流やコミュニティ醸成に寄与するため、公民館の貸館機能の一部を庁舎に複合することを検討します。
- ・貸館機能を複合することで、町民が気楽に訪れ、親しみを感じられる開かれた庁舎とします。
- ・庁舎に機能を複合することで、町全体の公共施設に対する維持管理コストの削減に繋がります。

【民間収益施設との連携】

- ・町民の利便性向上を目的とした、民間収益施設（郵便局、銀行、コンビニなど）の誘致を検討します。

【上下水道課】

- ・水道施設の緊急時の迅速な対応を行うことを鑑みて、上下水道課職員の執務室は、朝日町浄水場に配置することが望ましいと判断し、新庁舎には、上下水道課を集約しないものとする。

第3章 建設候補地の条件整理

第3章 建設候補地の条件整理

1. 選定する候補地

令和4年の基本構想策定時での候補地選定は、6箇所から絞り込むために、マクロの(大きな)視点で「評価項目」「具体的な評価項目」を設定・評価し、その結果、候補地4、5を候補地として選定しました。



図 候補地位置図

本計画では、基本構想時に絞り込んだ「候補地4」「候補地5」の2か所について、候補となり得る具体的な位置として「候補地4-2」「候補地5-1」「候補地5-2」の3箇所とし、これらから1箇所を選定するために、改めて候補地を評価しました。

<p>4-2 町体育館周辺</p>		<p>町民テニスコート用地と民間駐車場用地を想定</p> <p>周辺には、歴史博物館、図書館、児童館、体育館、JR朝日駅、柿城跡公園が立地している。 歩道付きのアクセス道路が整備済である。</p>
<p>5-1 町民プール、小運動場用地</p>		<p>町民プール、小運動場、テニスコート、駐車場の用地を想定</p> <p>中学校が隣接している。 広いアクセス道路がない。</p>
<p>5-2 町民グラウンド用地</p>		<p>町民グラウンド用地を想定</p> <p>中学校が隣接している。 広いアクセス道路がない。</p>

【基本構想策定時の候補地選定評価】

評価項目	評価の視点	評価のポイント	着目する内容	具体的な評価項目	重要度 (A/B)	候補地における評価					
						候補地 1	候補地 2	候補地 3	候補地 4	候補地 5	候補地 6
①防災上の安全性	災害発生時において庁舎及び敷地の安全性が確保できるか評価を行う	ア) 災害からの安全性	・津波、洪水、土砂災害等の自然災害に対する安全性が確保されているか評価 ・地震に強い地勢かどうか	◎高台にあるかどうか ◎候補地のハザードマップにおける状況はどうか（津波、洪水、土砂災害、高潮、液状化） ◎候補地における活断層の有無で評価	A	△△	△△	△△	◎◎	◎◎	〇〇
		イ) 関係機関との連携	・災害時における消防機関との連携の容易性で評価	◎緊急時における輸送道路との連携（距離）で評価 ◎伊勢湾岸道、国道1号等との連携し易さで評価	A	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
②住民サービスの利便性向上	来庁しやすい場所にあるか評価を行う	オ) 交通アクセスの利便性	・国道、県道、主要な町道からのアクセスによる評価 ・広域幹線道路へのアクセス経路に対する評価を行う ・徒歩によるアクセスのし易さによる評価	◎国道、県道、主要な町道からのアクセス状況 ◎メインアクセス道路のバイパス経路はあるのか ◎町内の地区公民館から候補地までの行き易さ	A	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	△△	△△
		カ) 周辺道路状況	・自転車、歩行者交通の安全性が確保できるか	◎候補地における接道について状況はどうか（例）広幅員の道路が整備されているか（例）歩道はあるか、勾配はどうか	A	△△	〇〇	〇〇	△△	△△	〇〇
③事業の経済性、事業遂行の円滑性	財政負担の軽減を図るため、用地費造成費等について評価	ケ) 国からの補助要件に合致するか土地造成費用について	・緊急防災・減災事業債の活用が可能かどうか ・新たな財政負担を強いることにならないか ・土地造成容易性、庁舎の規模、費用について ・インフラ（道路の拡幅、上下水道）の要否について	◎各ハザードマップの浸水想定・危険区域外であるか ◎土地造成、インフラ整備の規模、費用について ◎候補地の敷地形状（例）整形か、不整形か、分割されているか	A	△△	△△	△△	〇〇	◎◎	〇〇
		コ) 用地取得、補償費用、事業遂行の円滑性、代替地の必要性	・必要規模の確保、用地買収の必要性 ・法的手続き期間、地権者及び近隣者の合意形成の円滑性について、関係者数を用いて評価を行う ・候補地にある既存施設の代替地の必要性について評価	◎候補地における地権者数の数による評価 ◎土地取得費用等の増減での比較評価 ◎候補地における筆数、既設建物数 ◎候補地にある既存施設の代替地の確保による評価	A	△△	△△	△△	〇〇	◎◎	△△
④まちづくりとの整合性	町の上位計画を踏まえ、将来的に町の発展計画と寄与できるかどうか、周辺等の連携について評価を行う	ウ) 上位計画との整合性	・総合計画、都市計画マスタープラン等の整合性はあるか	◎候補地における上位計画上の土地利用の方向性との総意を評価	B	〇	〇	△	〇	〇	〇
		エ) 公的施設間の連携や景観上の魅力	・保健福祉センター、教育文化施設、町民スポーツ施設、小中学校等連携 ・周辺景観との調和が図られているか	◎候補地周辺の環境と庁舎との調和性を比較して評価	B	◎	〇	△	◎	◎	△
⑤環境保全への配慮	周辺環境や自然環境に影響を与えないか評価を行う	キ) 埋蔵文化財	・埋蔵文化財指定地を含んでないか	◎候補地における埋蔵文化財指定の有無で評価	B	〇	〇	△	〇	〇	〇
		ク) 周辺環境への適応性	・自然景観、生物生息環境、電波障害等環境面での影響はないか	◎候補地周辺が工場敷地、農地、樹林地、未利用地か ◎候補地が鳥獣等の保護区域になっていないか ◎候補地内支障物件の有無（例）高圧架構線の影響	B	〇	〇	〇	〇	〇	〇
⑥法適合性と敷地条件	候補地における法規制の状況と敷地条件について評価	サ) 法規制への適合	・都市計画（用途地域）との整合性があるか ・土地利用にかかる規制要件はあるか	◎用途地域上建設可能な区域か ・第1種住居地域：床面積3,000㎡以下 ・市街化調整区域：原則建設不可（対応策あり） ◎農振農用地、地域森林計画対象民有林等規制の数	B	〇	△	△	〇	〇	△
		シ) 敷地面積と駐車台数	・候補地の敷地面積と駐車台数	◎候補地における概ねの敷地面積と駐車台数の確保（駐車場含めた必要敷地面積5,500㎡以上）	B	〇	〇	〇	〇	〇	〇
評価結果（点数） ◎（高得点）：3点 〇（概ね評価）：2点 △（あまり評価できない）：1点 ※本計画において特に重要度の高い評価項目（A評価）はポイントを2倍して数値化する。					総合評価	◎1 〇9 △8	◎0 〇11 △7	◎0 〇8 △10	◎3 〇13 △2	◎7 〇7 △4	◎0 〇12 △6
						29	29	26	37	39	30

2. 候補地選定における評価指標の考え方

評価については、「評価項目」「評価の視点」「評価する内容」は、基本構想策定時での候補地選定と同様としますが、「具体的な評価項目」については、項目に応じよりミクロの(詳細な)視点で再評価します。

今回、具体的な評価項目として精査しつつ、再評価及び追加評価する項目を以下表で●で示します。

評価にあたっては「定性評価」「定量評価」に区分し、簡潔に評価できるよう評価項目を集約しつつ絞り込みます。

評価項目	評価の視点	評価のポイント	着目する内容	具体的な評価項目
①防災上の安全性	災害発生時において庁舎及び敷地の安全性が確保できるか評価を行う	ア) 災害からの安全性	<ul style="list-style-type: none"> 津波、洪水、土砂災害等の自然災害に対する安全性が確保されているか評価 地震に強い地勢かどうか 	下記については、マクロ視点で同評価 <ul style="list-style-type: none"> 高台にあるかどうか 候補地のハザードマップにおける状況はどうか（津波、洪水、土砂災害、高潮、液状化） 候補地における活断層の有無は
		イ) 関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における消防機関との連携の容易性で評価 	下記については、マクロ視点で同評価 <ul style="list-style-type: none"> 緊急時における輸送道路との連携（距離） 伊勢湾岸道、国道1号等との連携し易さ
			<ul style="list-style-type: none"> 災害時における周辺施設の連携を評価 	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急車両が十分進入可能な道路幅員であるか ⇒なければ拡幅または道路新設が必要 ●庁舎の防災拠点機能と避難所等との連携の有効性は
②住民サービスの利便性向上	来庁しやすい場所にあるか評価を行う	ウ) 交通アクセスの利便性	<ul style="list-style-type: none"> 国道、県道、主要な町道からのアクセスによる評価 広域幹線道路へのアクセス経路に対する評価を行う 徒歩によるアクセスのし易さによる評価 	下記については、マクロ視点でも評価差があるため再評価する。 <ul style="list-style-type: none"> 国道、県道、主要な町道からのアクセス状況 メインアクセス道路のバイパス経路はあるのか 町内の地区公民館から候補地までの行き易さ
		エ) 周辺道路状況	<ul style="list-style-type: none"> 自転車、歩行者交通の安全性が確保できるか 	<ul style="list-style-type: none"> ●町の中心に近いか ●鉄道駅から近いか 候補地における接道について状況はどうか <ul style="list-style-type: none"> ●広幅員の道路が整備されているか ●歩道はあるか ●勾配はどうか ⇒なければ拡幅または道路新設が必要
③事業の経済性、事業遂行の円滑性	財政負担の軽減を図るため、用地費造成費等について評価	オ) 国からの補助要件に合致するか	<ul style="list-style-type: none"> 緊急防災・減災事業債の活用が可能かどうか 新たな財政負担を強いることにならないか 土地造成容易性、庁舎の規模、費用について 	下記については、マクロ視点で同評価 <ul style="list-style-type: none"> 各ハザードマップの浸水想定・危険区域外であるか
		カ) 用地取得、補償費用、事業遂行の円滑性、代替地の必要性	<ul style="list-style-type: none"> 必要規模の確保、用地買収の必要性 法的手続き期間、地権者及び近隣者の合意形成の円滑性について、関係者数を用いて評価を行う 候補地にある既存施設の代替地の必要性について評価 インフラ（道路の拡幅、上下水道）の要否について 	<ul style="list-style-type: none"> ●候補地の敷地形状について ●候補地の敷地に対して、庁舎、駐車場等のおさまりは適切か ●候補地における地権者数の数による評価 ●土地取得費用等の増減での比較評価 ●候補地における筆数、既設建物数 ●候補地取得の困難性 ●用地取得費、除却費、補償費等必要な費用 ●インフラ整備（道路拡幅・新設、上下水道）に係る費用 ●既存公共施設の代替機能確保に伴う用地取得費、造成費等
④まちづくりとの整合性	町の上位計画を踏まえ、将来的に町の発展計画と寄与できるかどうか、周辺等の連携について評価を行う	キ) 上位計画との整合性	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画、都市計画マスタープラン等の整合性はあるか 	下記については、マクロ視点で同評価 <ul style="list-style-type: none"> 候補地における上位計画上の土地利用の方向性との総意を評価
		ク) 公的施設間の連携や景観上の魅力	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉センター、教育文化施設、町民スポーツ施設、小中学校等連携 ⇒●周辺公共施設等との連携が期待できるか ●周辺景観との調和が図られているか 	<ul style="list-style-type: none"> ●候補地周辺の環境と庁舎との調和性を比較して評価 ⇒●候補地周辺の公共施設等と庁舎との連携利用
⑤環境保全への配慮	周辺環境や自然環境に影響を与えないか評価を行う	ケ) 埋蔵文化財	<ul style="list-style-type: none"> 埋蔵文化財指定地を含んでないか 	下記については、マクロ視点で同評価 <ul style="list-style-type: none"> 候補地における埋蔵文化財指定の有無で評価
		コ) 周辺環境への適応性	<ul style="list-style-type: none"> 自然景観、生物生息環境、電波障害等環境面での影響はないか 	下記については、マクロ視点で同評価 <ul style="list-style-type: none"> 候補地周辺が工場敷地、農地、樹林地、未利用地か 候補地が鳥獣等の保護区域になっていないか 候補地内支障物件の有無（例）高圧架構線の影響
⑥法適合性と敷地条件	候補地における法規制の状況と敷地条件について評価	サ) 法規制への適合	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画(用途地域)との整合性があるか 土地利用にかかる規制要件はあるか 	<ul style="list-style-type: none"> ●用途地域上、建築基準法上、建設は問題ないか ●農振農用地、地域森林計画対象民有林等規制の数
		シ) 敷地面積と駐車台数	<ul style="list-style-type: none"> 候補地の敷地面積と駐車台数 	<ul style="list-style-type: none"> ●候補地における概ねの敷地面積と駐車台数の確保

③カ「●用地取得費、除却費補償費等必要な費用」で費用を計上

3. 評価

(1) 定性評価

① 庁舎の防災拠点機能と避難所等との連携の有効性を評価

…(評価項目① 評価ポイント イ))

災害時に庁舎が災害対策本部となり、災害の情報収集、対策の実施、関係機関との連絡調整等を行うこととなります。候補地に庁舎が建設された場合は、候補地周辺の施設の避難所、救助活動拠点との連携は重要であると考えます。

ここでは、隣接することで連携が有効な災害時の位置づけの数を評価します。

各候補地周辺の施設の災害時の各役割は、以下のとおりです。(地域防災計画、ハザードマップより)

候補地	周辺施設	災害時位置づけ
候補地 4-2	町体育館	避難所
		緊急避難所
候補地 5-1	中学校 中学校グラウンド	避難所
		緊急避難所
	町民スポーツ施設	緊急避難所
		救助活動拠点
候補地 5-2	中学校 中学校グラウンド	避難所
		緊急避難所

避難所…避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させる施設

緊急避難所…津波や洪水等の災害による危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的として住民等が緊急に避難する施設

救助活動拠点…搬送拠点、災害廃棄物仮置場、仮設住宅建設予定地、ヘリ離着陸場を兼ねる

■評価結果

	候補地 4-2 町体育館周辺	候補地 5-1 町民プール、小運動場用地	候補地 5-2 町民グラウンド用地
災害時に庁舎の防災拠点機能と連携が有効な施設と位置づけ	町体育館 ①避難所 ②緊急避難所	中学校 ①避難所 ②緊急避難所 町民スポーツ施設 ③緊急避難所 ④救助活動拠点 (特に連携が重要)	中学校 ①避難所 ②緊急避難所
評価	2箇所 ○	4箇所 ◎	2箇所 ○

② 徒歩によるアクセス性、町の中心や鉄道近接性の評価

…(評価項目② 評価ポイント ウ))

徒歩によるアクセス性の指標として、以下の2つの指標を評価します。

- ・町の中心からの近さの評価…人口重心からの距離

より多くの町民がアクセスしやすい場所として町の中心からの近さを見るが、町の中心とは、町域における地理的な中心ではなく、人口の偏りを考慮して、人口重心を町の中心とする。本町の人口重心座標は、令和2年の国勢調査より「東経:136度39分42.11秒 北緯:35度02分14.69秒」です。

- ・鉄道近接性の評価…JR朝日駅、伊勢朝日駅からの距離

町民が買い物ついでに庁舎を利用したり、町外からの来街者が容易に庁舎にアクセスしたりできるかを見るために、鉄道駅からの距離を評価します。



図 各候補地の人口重心、駅からの徒歩距離

■評価結果

		候補地 4-2 町体育館周辺	候補地 5-1 町民プール、小運動場用地	候補地 5-2 町民グラウンド用地
評価	・人口重心からの距離 (特に重要な指標)	約 0.3km◎	約 1.0km△	約 1.0km△
	・JR朝日駅からの距離	約 0.2km◎	約 1.0km△	約 1.0km△
	・近鉄伊勢朝日駅からの距離	約 1.0km△	約 2.0km△	約 2.0km△
	総合評価	◎	△	△
参考-現庁舎との直線距離		約 0.5km	約 1.5km	約 1.5km

※徒歩距離は、一般的な約 0.8km を標準の◎とします。

③ 候補地取得の困難性の評価

…(評価項目③ 評価ポイント カ))

各候補地においては、以下のように民間の土地を取得する必要があります。

- ・ 候補地 4-2…候補地の一部とテニスコートの代替地
- ・ 候補地 5-1…アクセス道路とテニスコートの代替地

※プールは、小学校の施設利用を想定し、再整備は想定しないこととします。

- ・ 候補地 5-2…アクセス道路とグラウンドの代替地

候補地 4-2 の民間の土地は、事業所の従業員駐車場として利用しており、その代替駐車場用地を用意する必要がありますが、当該事業所周辺での確保が課題です。

一方、候補地 4-2、5-1 のテニスコートとの代替地、5-1、5-2 のアクセス道路用地、5-2 のグラウンド代替地は、いずれも農地であるが今後関係者との調整により、用地取得の可能性はあると考えられます。

■評価結果

	候補地 4-2 町体育館周辺	候補地 5-1 町民プール、小運動場用地	候補地 5-2 町民グラウンド用地
評価	代替駐車場確保が課題である 	確保は可能と考える 	確保は可能と考える 

④ 候補地の敷地に対して、庁舎・駐車場等のおさまり、法適合の評価

…(評価項目③ 評価ポイント オ)、カ)、評価項目⑥ 評価ポイント サ)、シ))

基本構想の規模をベースに仮に庁舎、駐車場を配置する。その際、建築基準法(用途変更前提)の建ぺい率、容積率、斜線制限等集団規定の検証を行います。

➤ 検証する庁舎の条件

【庁舎の規模、形態について】

- ・ 建物の延床面積：将来職員数や議員数、必要な規模を考慮して約 4,800 m²と仮定(基本構想より)
- ・ 建物 3 階建て (1,600 m² × 3 層) (本検証で設定)
- ・ 執務室としての利用を考慮して、短辺 30m 程度の長方形とする。(本検証で設定)

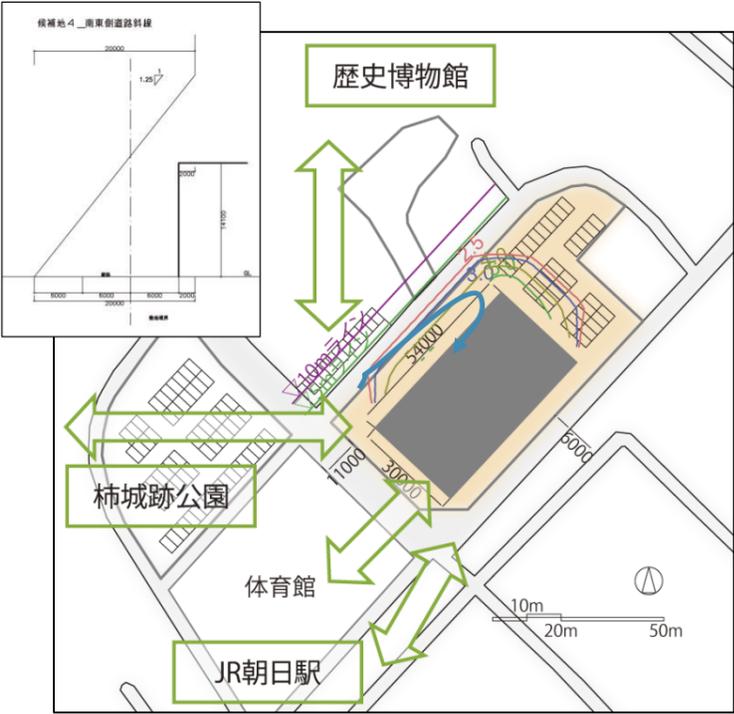
【駐車場について】

- ・ 駐車場台数：来庁者用 48 台、公用車用 28 台、障がい者用 5 台(一般 10 台のスペース相当)、計 86 台(相当) + 通常来庁者以外(非日常)50 台、職員用 97 台

【配置について】

- ・ 周辺の公益施設との連携がしやすい位置とする。(本検証で設定)
- ・ 庁舎周辺には空地(オープンスペース、緑化スペース)を設ける。(本検証で設定)

■ 評価結果

	候補地 4-2 町体育館周辺 (約 7,200 m ²)	候補地 5-1 町民プール、小運動場用地 (9,600 m ²)	候補地 5-2 町民グラウンド用地 (12,000 m ²)
想定する用途地域など	庁舎(事務所)3000 m ² を超えるものの立地が可能な用途地域への変更を想定 第一種住居地域⇒第二種住居地域 容積率 200%、建ぺい率 60% 日影規制 平均地盤面からの高さ 4m 5時間・3時間 (北側の第一種中高層地域 同 4m 4時間・2.5時間)	庁舎(事務所)3000 m ² を超えるものの立地が可能な用途地域への変更を想定 第一種住居地域⇒第二種住居地域 容積率 200%、建ぺい率 60% 日影規制 平均地盤面からの高さ 4m 5時間・3時間	庁舎(事務所)3000 m ² を超えるものの立地が可能な用途地域への変更を想定 第一種住居地域⇒第二種住居地域 容積率 200%、建ぺい率 60% 日影規制 平均地盤面からの高さ 4m 5時間・3時間
想定する配置の考え方と検証内容			
容積率	約 100% < 指定 200% …問題なし	約 50% < 指定 200% …問題なし	約 40% < 指定 200% …問題なし
建ぺい率	約 36% < 指定 60% …問題なし	約 17% < 指定 60% …問題なし	約 13% < 指定 60% …問題なし
道路斜線	問題なし	問題なし	問題なし
日影規制	問題なし	問題なし	問題なし
駐車場台数	約 120 台 > 基本構想(日常)86 台	約 120 台 > 基本構想(日常)86 台	約 220 台 > 基本構想(日常)86 台
評価	用途地域変更を前提として、建築基準法問題はない。 駐車場は、平面で日常必要な台数は確保できるが、通常来庁者以外(非日常)、職員用が一部確保できないため、立体化等別途対応が必要。 ○	用途地域変更を前提として、建築基準法問題はない。 駐車場は、平面で日常必要な台数は確保できるが、通常来庁者以外(非日常)、職員用が一部確保できないため、立体化等別途対応が必要。 ○	用途地域変更を前提として、建築基準法問題はない。 駐車場については、平面で他の候補地より多く配置可能である。 ◎

⑤ 候補地周辺の公共施設等と庁舎との連携利用の評価

…(評価項目④ 評価ポイント ク))

各候補地において、庁舎利用者(特に町民)の視点で、庁舎来訪と合わせて周辺の施設の利用、または、逆に周辺施設利用時に合わせて庁舎利用することにより、「町民に親しまれ利便性に配慮した、町民生活、まちのあらたな拠点」となり得る場所かどうかを評価します。

なお、庁舎における町民等が利用できる機能として、通常の行政サービスに加え、前述の基本計画に基づき以下の機能も想定します。

○社会教育の場

…各種生涯学習の教室等(平日・休日)

環境配慮・再生エネルギー等のモデル建築物としての紹介(平日・休日)

その他展示・学習コーナー(平日・休日)

○町民コミュニケーションの場

…ロビー、談話室(平日・休日)

喫茶コーナー(平日・休日)

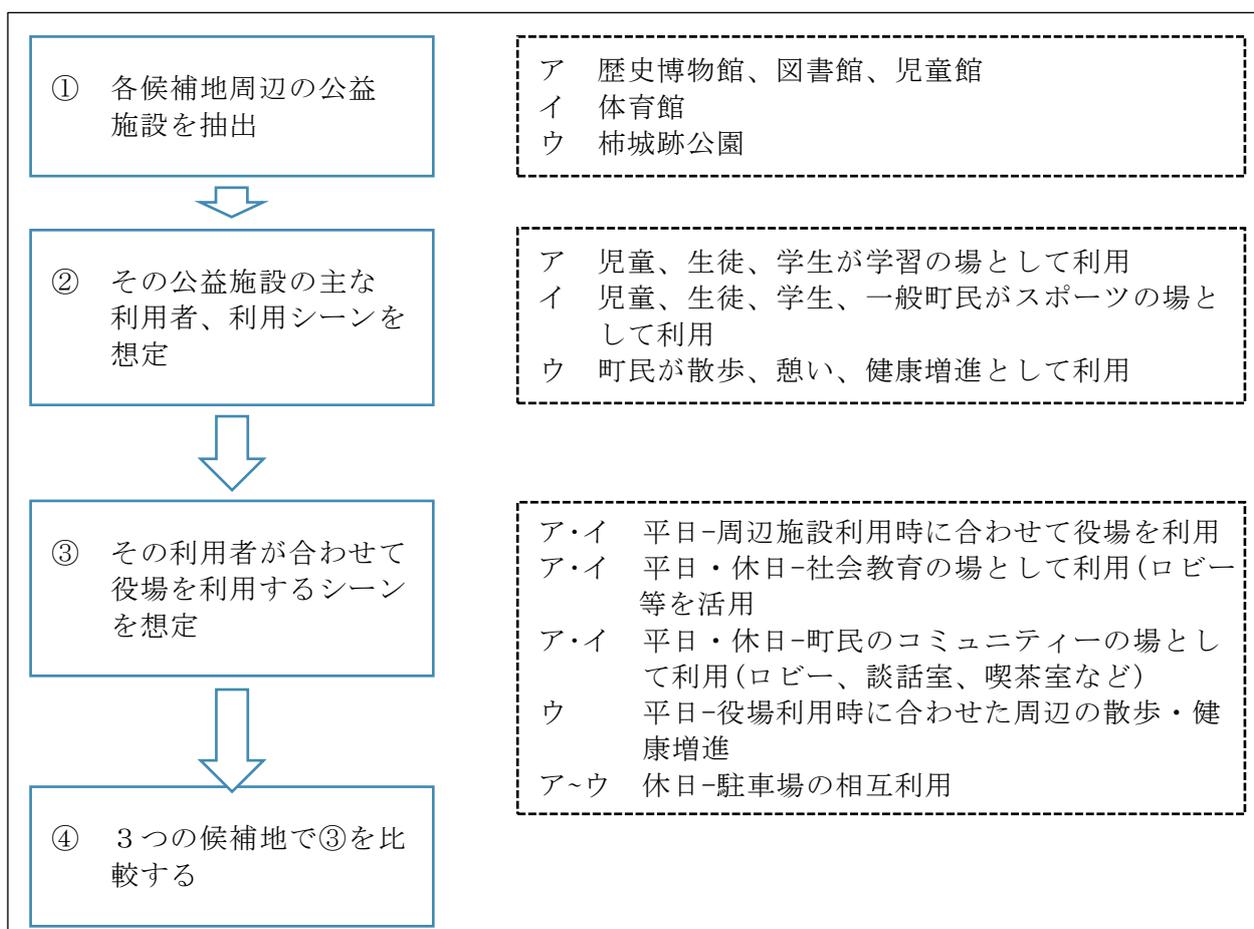


図 評価の方法 (候補地 4-2 の例)

■ 評価結果

利用日	利用シーン	周辺施設と主な連携利用者		
		候補地 4-2 町体育館周辺	候補地 5-1 町民プール、小運動場用地	候補地 5-2 町民グラウンド用地
平日	周辺施設利用時に合わせて役場を利用 ・市民サービス窓口利用など	 歴史博物館、図書館、児童館 …幼児、児童と家族  体育館…町民全般	 グラウンド…町民全般	 プール…幼児、児童と家族  小運動場、テニスコート …町民全般
	役場利用時に合わせた周辺の散歩・健康増進(機会の拡大、スポーツ施設のための目的利用除く) ・役場にきたついでに、散歩など	 柿城跡公園 …町民全般	特になし	特になし
	JR を利用した移動の利便性 ・鉄道利用ついでに都心部へ買い物 ・鉄道を利用して、町外からの来庁(ビジネス等)	「② 徒歩によるアクセス性、町の中心や鉄道近接性の評価…(評価項目② 評価ポイントウ)」で評価する		
平日・休日	周辺施設と連携した、役場での社会教育の場の提供 ・生涯学習教室 ・庁舎の環境配慮・再生エネルギーについての展示 ・ロビーの広報コーナー	 歴史博物館、図書館、児童館、体育館 …幼児、児童と家族  …児童、生徒、学生	 中学校…生徒	 中学校…生徒
	周辺施設と連携した、町民のコミュニティ利用 ・ロビー、談話室でのコミュニケーション ・喫茶コーナーの設置	 歴史博物館、図書館、児童館、体育館 …幼児、児童と家族  …児童、生徒、学生  …町民全般	 グラウンド…町民全般  中学校…生徒  …町民(中学校学校開放)	 プール…幼児、児童と家族  小運動場、テニスコート …町民全般  中学校…生徒  …町民(中学校学校開放)
休日	駐車場の相互利用 ・休日利用しない役場の駐車場を利用	 歴史博物館、図書館、児童館、柿城跡公園 …町民全般	 グラウンド、中学校(学校開放) …町民全般	 プール、小運動場、テニスコート、中学校(学校開放) …町民全般
評価		 施設の種類が多く、利用者の年代、グループも多様になり、より役場との連携利用が高い	 施設利用者は、中学生、スポーツ施設利用の町民であり、候補地 4-2 に比較し、連携利用度はやや低い	 施設利用者は、中学生、スポーツ施設利用の町民であり、候補地 4-2 に比較し、連携利用度はやや低い

(2) 定量評価

① インフラ整備(道路拡幅・新設、上下水道)に係る評価

…(評価項目① 評価ポイント イ)、評価項目② 評価ポイント 工)、評価項目③ 評価ポイント カ))

「具体的な評価項目」のうち、「インフラ整備(道路拡幅・新設、上下水道)に係る費用の評価」については、下記のように統合して評価します。

	候補地 4-2 町体育館周辺	候補地 5-1 町民プール、 小運動場用地	候補地 5-2 町民グラウンド用地
①防災上の安全性 イ)関係機関との連携 ●緊急車両が十分進入可能な道路幅員であるか	アクセス道路として、センターラインにより車線区分され。歩道も設置された道路がある	住宅地を通る車線区分されていない、歩道なし道路はあるが、防災上、住民サービス上十分なアクセス道路はない	住宅地を通る車線区分されていない、歩道なし道路はあるが、防災上、住民サービス上十分なアクセス道路はない
②住民サービスの利便性向上 エ)周辺道路状況 ●広幅員道路が整備されているか ●歩道はあるか ●勾配はどうか			
	↓ 整備不要	↓ 新設又は拡幅が必要	↓ 新設又は拡幅が必要
③事業の経済性、事業遂行の円滑性 カ)用地取得、補償費用、事業遂行の円滑性、代替地の必要性 ●インフラ整備(道路拡幅・新設、上下水道)に係る費用の評価	道路拡幅・新設、上下水道の整備は不要	道路の新設を想定して、費用を積算して評価 ※上下水道については既存を利用可とする	道路の新設を想定して、費用を積算して評価 ※上下水道については既存を利用可とする



図 候補地 4-2



図 候補地 5-1、5-2

② 候補地における用地取得費、除却費、補償費の評価

…(評価項目③ 評価ポイント カ))

敷地を確保するために必要な比較対象となる主要な費用について概算を積算し評価します。

- 候補地 4-2 の民間用地の買収費用
- 候補地 5-1 のプール、プール関連建物、舗装等の除却費
- 候補地 5-2 のナイター照明、バックネット、フェンス、器具庫等施設、設備の除却

③ 既存公共施設の代替機能確保に伴う用地取得費、造成費等の評価

…(評価項目③ 評価ポイント カ))

敷地を確保するために、既存施設の代替地の取得費、その代替地の地形によっては造成費、代替施設の建設費が必要となる。このような、代替機能確保のために必要な費用について概算を積算し評価します。

- 候補地 4-2 のテニスコートの代替施設整備費…候補地 2 を想定
 - ・用地取得費、造成費、表層整備、フェンス等設備整備
- 候補地 5-1 のプール、テニスコートの代替施設整備費…候補地 2 を想定
 - ・プールについては、学校などの施設利用を想定し、再整備は想定しない
 - ・テニスコートについて、用地取得費、造成費、表層整備、フェンス等設備整備
- 候補地 5-2 のグラウンドの代替施設整備費…候補地 6 を想定
 - ・用地取得費、造成費等
 - ・グラウンドの表層整備、ナイター照明、バックネット、フェンス、器具庫等施設の整備

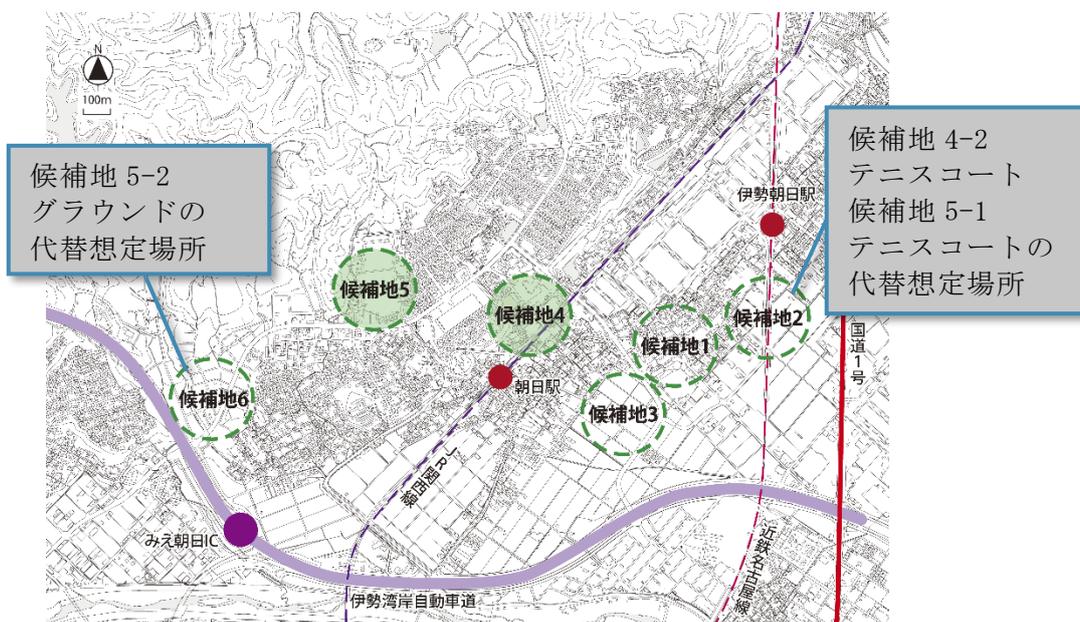


図 代替施設の想定場所

■ 定量評価結果

費用算出は具体的に設計したものでなく概算であり、また、計上以外にも費用がかかることも予想されるため、算出結果に対して千万円単位で四捨五入するとともに、プラスマイナス2割の幅を持たせて提示することとします。

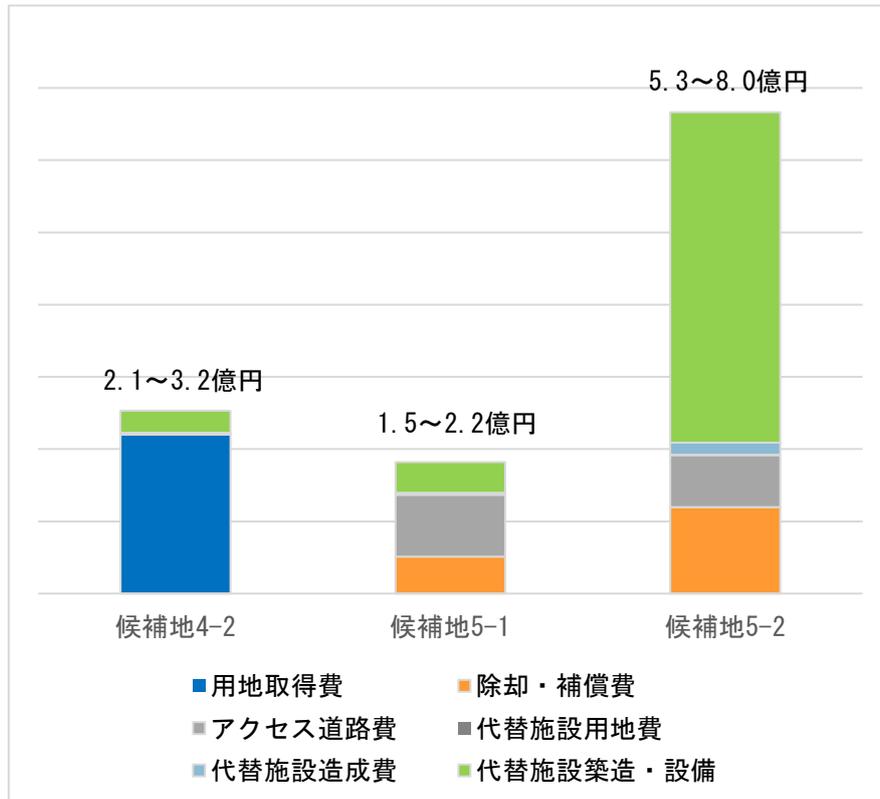


図 定量（費用）比較

- ・「候補地 4-2」は、用地取得費が必要となり、費用は 2.1~3.2 億円となります。
- ・「候補地 5-1」は、プールの代替施設整備を想定していないため、費用は 1.5~2.2 億円と一番低いです。
- ・「候補地 5-2」代替施設整備において「ナイター照明」「フェンス」「バックネット」等、施設・設備整備といった費用のかかるものを計上しており、5.3~8.0 億円と高額となります。

	候補地 4-2 町体育館周辺	候補地 5-1 町民プール、小運動場用地	候補地 5-2 町民グラウンド用地
評価	2.1~3.2 億円 (中間値 2.7 億円) ○	1.5~2.2 億円 (中間値 1.8 億円) ◎	5.3~8.0 億円 (中間値 6.7 億円) △

(3) 評価結果

青文字：定性評価 赤文字：定量評価

基本構想時評価 今回評価

評価項目	評価の視点	評価ポイント	着目する内容	具体的な評価項目	評価集約	候補地 4-2 町体育館周辺	候補地 5-1 町民プール、 小運動場用地	候補地 5-2 町民グラウンド 用地
① 防災上の安全性	災害発生時において庁舎及び敷地の安全性が確保できるか評価を行う	ア) 災害からの安全性	・津波、洪水、土砂災害等の自然災害に対する安全性が確保されているか評価 ・地震に強い地勢かどうか	下記については、マクロ視点で同評価 ・高台にあるかどうか ・候補地のハザードマップにおける状況はどうか（津波、洪水、土砂災害、高潮、液状化） ・候補地における活断層の有無は	⇒	◎	◎	◎
		イ) 関係機関との連携	・災害時における消防機関との連携の容易性で評価	下記については、マクロ視点で同評価 ・緊急時における輸送道路との連携（距離） ・伊勢湾岸道、国道1号等との連携し易さ ●緊急車両が十分進入可能な道路幅員であるか ⇒なければ拡幅または道路新設が必要	⇒	○	○	○
			・災害時における周辺施設の連携を評価	●庁舎の防災拠点機能と避難所等との連携の有効性は	⇒	○	◎	○
② 住民サービスの利便性向上	来庁しやすい場所にあるか評価を行う	ウ) 交通アクセスの利便性	・国道、県道、主要な町道からのアクセスによる評価 ・広域幹線道路へのアクセス経路に対する評価を行う ・徒歩によるアクセスのし易さによる評価	下記については、マクロ視点で評価があるため再評価する。 ・国道、県道、主要な町道からのアクセス状況 ・メインアクセス道路のバイパス経路はあるのか ・町内の地区公民館から候補地までの行き易さ ●町の中心から近いか ●鉄道駅から近いか	⇒	◎	△	△
		エ) 周辺道路状況	・自転車、歩行者交通の安全性が確保できるか	候補地における接道について状況はどうか ●広幅員の道路が整備されているか ●歩道はあるか、 ●勾配はどうか ⇒なければ拡幅または道路新設が必要	⇒			
③ 事業の経済性、事業遂行の円滑性	財政負担の軽減を図るため、用地費造成費等について評価	オ) 国からの補助要件に合致するか	・緊急防災・減災事業債の活用が可能かどうか	下記については、マクロ視点で同評価 ・各ハザードマップの浸水想定・危険区域外であるか ●候補地の形状について ●候補地の敷地に対して、庁舎、駐車場等のおさまりは適切か ●候補地取得の困難性	⇒	○ (テニスコートのごく一部が土砂災害警戒区域であるが建築に影響はない)	○ (駐車場のごく一部が土砂災害警戒区域であるが建築に影響はない)	○
		カ) 用地取得、補償費用、事業遂行の円滑性、代替地の必要性	・必要規模の確保、用地買収の必要性 ・法的手続き期間、地権者及び近隣者の合意形成の円滑性について、関係者数を用いて評価を行う ・候補地にある既存施設の代替地の必要性について評価 ・インフラ（道路の拡幅、上下水道）の要否について	●用地取得費、除却費、補償費必要な等 ●インフラ整備（道路拡幅・新設、上下水道）に係る費用	⇒	△	○	○
			候補地にある既存施設の代替地の確保による評価 ●既存公共施設の代替機能確保に伴う用地取得費、造成費等	⇒	2.1～3.2 億円○ (中間値 2.7 億円)	1.5～2.2 億円◎ (中間値 1.8 億円)	5.3～8.0 億円△ (中間値 6.7 億円)	
④ まちづくりとの整合性	町の上位計画を踏まえ、将来的に町の発展計画と寄与できるかどうか、周辺等の連携について評価を行う	キ) 上位計画との整合性	・総合計画、都市計画マスタープラン等の整合性はあるか	下記については、マクロ視点で同評価 ・候補地における上位計画上の土地利用の方向性との総意を評価	⇒	○	○	○
		ク) 公的施設間の連携や景観上の魅力	・周辺公共施設等との連携が期待できるか ・周辺景観との調和が図られているか	●候補地周辺の公共施設等と庁舎との連携利用	⇒	◎	○	○
⑤ 環境保全への配慮	周辺環境や自然環境に影響を与えないか評価を行う	ケ) 埋蔵文化財	・埋蔵文化財指定地を含んでないか	下記については、マクロ視点で同評価 ・候補地における埋蔵文化財指定の有無で評価	⇒	○	○	○
		コ) 周辺環境への適応性	・自然景観、生物生息環境、電波障害等環境面での影響はないか	下記については、マクロ視点で同評価 ・候補地周辺が工場敷地、農地、樹林地、未利用地か ・候補地が鳥獣等の保護区域になっていないか ・候補地内支障物件の有無（例）高圧架構線の影響	⇒	○	○	○
⑥ 法適合性と敷地条件	候補地における法規制の状況と敷地条件について評価	サ) 法規制への適合	・都市計画(用途地域)との整合性があるか ・土地利用にかかる規制要件はあるか	●用途地域上、建築基準法上、建設は問題ないか ●農振農用地、地域森林計画対象民有林等規制の数	⇒	○	○	○
		シ) 敷地面積と駐車台数	・候補地の敷地面積と駐車台数	●候補地における概ねの敷地面積と駐車台数の確保	⇒	○	○	◎

※基本構想評価：朝日町新庁舎建設基本構想策定時の評価

評価差があるものを次頁にピックアップ

① 総合評価

総合評価は以下の方法で行います。

- ・◎○△を点数化しない…◎○△は縦方向(各候補地)の相対評価には有効であるが、横方向(評価項目)については重要度が異なるため、適正な重みづけが困難で適正な評価が行えないため
- ・各候補地で評価が同じもの(前頁「ア」災害からの安全性」等)は、総合評価から省く…各候補地で評価が異なるものみに絞り、項目を単純化し適正に評価するため

	①防災上の安全性 <i>(災害時)</i>	②住民サービスの 利便性向上 <i>(日常)</i>	④まちづくりとの整合性 <i>(日常)</i>	⑥法適合性と敷地条件 <i>(日常)</i>	③事業の経済性、事業遂行の円滑性	総合評価	
						候補地、アクセス道路、 代替地の用地取得の 困難性 <i>(定性評価)</i>	アクセス道路、用地買 収・除却補償、代替施設 用地取得・造成、代替施 設築造費等 <i>(定量評価)</i>
4-2 町体育館 周辺	○ 災害時に連携が有効な施設・位置づけ ・町体育館 ①避難所 ②緊急避難所	◎ ・人口重心より 約 0.3 km ・JR 朝日駅より 約 0.2 km ・近鉄伊勢朝日駅より 約 1.0km	◎ 歴史博物館、図書館、 児童館、体育館、柿城 跡公園、JR 朝日駅 周辺施設の種類が多く、 利用者の年代、グループも 多様になり、より役場との 連携利用が高い	○ 駐車場は、平面で日常 必要な台数は確保でき るが、通常来庁者以外 (非日常)、職員用が 一部確保できないため、 立体化等別途対応が必要。	△ 代替駐車場確保が課題 である	○ 2.1～3.2 億円 (中間値 2.7 億円)	高 徒歩によるアクセスのし 易さなど住民サービスの 利便性を優先
5-1 小町民 運動場 用地、 プール、	◎ 災害時に連携が有効な施設・位置づけ ・中学校 ①避難所 ②緊急避難所 ・町民スポーツ施設 ③緊急避難所 ④救助活動拠点 (特に連携が重要)	△ ・人口重心より 約 1.0 km ・JR 朝日駅より 約 1.0 km ・近鉄伊勢朝日駅より 約 2.0km	○ 中学校、グラウンド 施設利用者は、中学生、 スポーツ施設利用の町民 であり、候補地 4-2 に 比較し、連携利用度は やや低い	○ 駐車場は、平面で日常 必要な台数は確保でき るが、通常来庁者以外 (非日常)、職員用が 一部確保できないため、 立体化等別途対応が必要。	○ 確保は可能と考える	◎ 1.5～2.2 億円 (中間値 1.8 億円) ※プールの代替施設は 想定していない。	高 災害時の防災上の安全 性、事業の経済性、遂行 円滑性を考慮
5-2 町民 グラウンド 用地	○ 災害時に連携が有効な施設・位置づけ ・中学校 ①避難所 ②緊急避難所	△ ・人口重心より 約 1.0 km ・JR 朝日駅より 約 1.0 km ・近鉄伊勢朝日駅より 約 2.0km	○ 中学校、プール、小運 動場、テニスコート 施設利用者は、中学生、 スポーツ施設利用の町民 であり、候補地 4-2 に 比較し、連携利用度は やや低い	◎ 駐車場については、 平面で他の候補地より 多く配置可能である。	○ 確保は可能と考える	△ 5.3～8.0 億円 (中間値 6.7 億円)	低 日常の利用、事業性とも に低評価

利用性と事業性の比較

利用性と事業性の比較

利用性と事業性の比較

② 総合評価及びアンケートを踏まえた候補地

総合評価及び各策定委員への建設候補地アンケート結果により、多くの委員から支持の高い 4-2 町体育館周辺用地を第 1 候補地とすることが適当と考えられます。なお、4-2 町体育館周辺用地は現在民間駐車場として利用しているため、関係事業者との代替駐車場を含んだ用地交渉が必要となります。事業資金の確保など建設着手の条件が整えられ次第、事業者との交渉に入ることとします。

一方で、用地交渉にあたり用地価格や代替地の確保等の条件面によっては交渉が上手くいかないことが想定されることから、事業用地が確保できない場合には、第 2 候補地として総合評価が「高」の 5-1 町民プール・小運動場用地を選定することも必要となります。

第4章 新庁舎に必要な規模及び構造

第4章 新庁舎に必要な規模及び構造

1. 規模算定の前提条件

新庁舎の規模を検討するにあたり、基本的な条件を次のとおりとします。

【将来職員数】

職員数は、基本構想時の設定の考え方を基に、令和6年4月時点で勤務する職員（会計年度任用職員等を含む）に令和6年4月時点の住民基本台帳人口（11,037人）から第6次総合計画で設定した目標人口である令和12年の目標人口（12,000人）の伸び率を乗じた数値を将来職員数とします。

表 将来職員数

	職員数	伸び率	将来職員数
役場庁舎	79人	8.73%	90人
生涯学習課	4人		

※将来職員数は、生涯学習課を新庁舎に施設統合を想定した数値です。

※特別職（町長、副町長、教育長）は除きます。

【議員数】

議員数は、朝日町議会議員の定数を定める条例に規定している11人とします。

2. 基本的な考え方

基本構想では、新庁舎規模の目安を、延床面積約 4,880 ㎡とし、「今後、進めていく基本計画や基本設計、実施設計など、作業段階ごとにその都度検討を行い、財政面に十分に配慮し、コンパクトな庁舎の実現を目指す中で適正な規模を算定していきます。」としています。基本計画の策定にあたり、必要面積の精査を行うため、以下の考え方に基づき、面積の算定を行いました。

【執務室のユニバーサルプラン採用を踏まえた面積算定により、必要面積を適正に反映】

職員の執務室について、席配置にユニバーサルプランを採用し、役職席を設けることなく横並びに配置することで、面積削減を検討します(課長職を除く)。また、ユニバーサルプランの採用は、面積削減に繋がるだけでなく、組織再編や人員変動にも対応しやすいメリットがあります。

表 執務面積算定方法

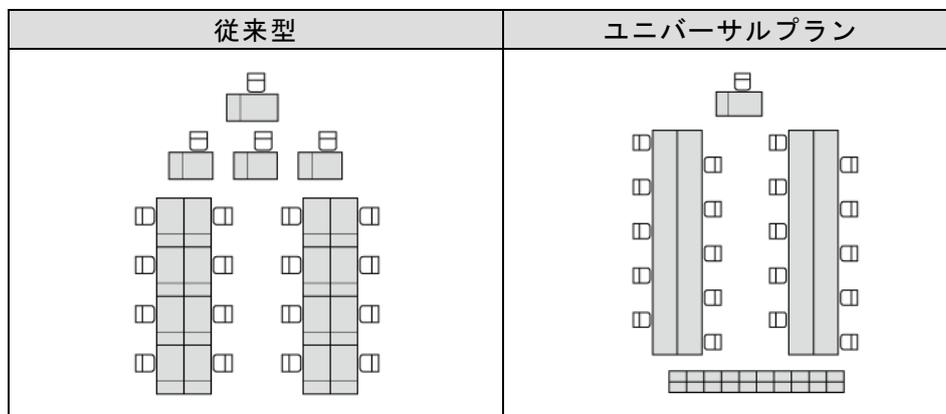
区分	基本構想				
	職員数(人)	換算率	換算職員数(人)	基準面積(㎡/人)	面積(㎡)
特別職	3	12.0	36	4.5	162
課長	18	2.5	45		203
課長補佐、係長	27	1.8	49		219
技術職員	4	1.7	7		31
一般職員	45	1.0	45		203
事務室面積 小計	97				818



区分	基本計画				
	職員数(人)	換算率	換算職員数(人)	基準面積(㎡/人)	面積(㎡)
特別職	3	12.0	36	4.5	162
課長	17	2.5	43		192
課長補佐、係長	27	1.0	27		122
技術職員	2	1.0	2		9
一般職員	44	1.0	44		198
事務室面積 小計	93				683

以上より、ユニバーサルプランを採用することにより、基本構想時に設定した従来の席配置より約 140 m²の削減が期待できます。

※1 総務省基準（平成 22 年度地方債同意等基準運用要綱（【別紙 2】庁舎建設事業費の標準的な事業費について））に基づく。



【会議室の利用実態を踏まえた面積算定により、フレキシブルな運用を踏まえた必要面積を適正に反映】

稼働率や利用方法に応じた規模検討、職員と町民の併用利用や執務室との連動を想定した配置計画とすることで、使い勝手が良く、かつ稼働率の高い会議室の適正面積を検討します。

なお、現庁舎における会議室は、約 120 m²の会議室が 1 室、約 30 m²規模の会議室が 2 室、約 15 m²規模の会議室が 1 室あり、計 4 室すべてが 2 階に設置されています。

また、各会議室の稼働率について、令和 5 年 10 月及び令和 6 年 2 月の 2 か月をサンプルとして調査した結果、令和 5 年 10 月は、各会議室ともに、稼働率 50%以下の結果となりました。しかし、令和 6 年 2 月は、大会議室及び第 3 会議室の稼働率が 100%もしくはそれに近い結果となり、大会議室は、確定申告時の確定申告会場として占用、第 3 会議室が、各課の一時的な事務作業の場として占用していることが要因としてあげられます。

なお、現庁舎の会議室は、町民単独の利用は許可されておらず、町職員の利用もしくは町が主催する会議等での利用に制限されています。

表 現庁舎における会議室面積と稼働率

室名	面積 (m ²)	稼働率 (%)	
		令和 5 年 10 月	令和 6 年 2 月
大会議室	118	38.2	99.2
第 1 会議室	32	42.5	62.4
第 2 会議室	29	49.3	60.4
第 3 会議室	14	23.7	100.0
計	193		

現庁舎における会議室や基本構想にて検討を行った会議室の規模を踏まえ、基本計画においては、下表のとおり、利用を想定し、各室の面積及び室数を設定します。

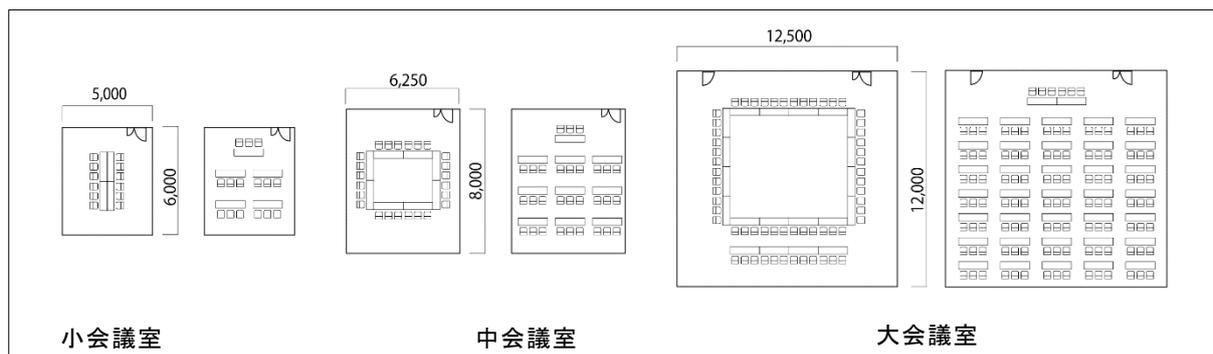
大会議室は、災害発生時の災害対策本部機能として利用し、通常は会議の場、選挙の開票や現庁舎と同様に確定申告時の確定申告会場として併用利用を想定します。中会議室は、一部の会議室を町民単独での利用可能を想定し、1階の町民スペースや窓口周辺に設置する計画とします。

表 新庁舎における会議室面積

	基本構想	基本計画				
		室名	面積 (㎡)	室数 (—)	小計 (㎡)	利用想定
規模内訳	職員数 97 (人) ×7 (㎡/人) (※1)	大会議室	250	1	250	<ul style="list-style-type: none"> 選挙の開票や町民向け講演会等の会場としての利用を想定。 間仕切りで区切った利用可能な作りとする。 災害時は、災害対策本部を設置。
		中会議室	50	2	100	<ul style="list-style-type: none"> 町民への開放も想定。 間仕切りで2室に区切った利用可能な作りとすることを検討。
		小会議室	30	3	90	<ul style="list-style-type: none"> 少人数での会議、個人情報を取り扱う作業等での利用を想定。
計 (㎡)	679			440		

※1 総務省基準（平成 22 年度地方債同意等基準運用要綱（【別紙 2】庁舎建設事業費の標準的な事業費について））により職員数から算定。

以上より、大会議室 1 室、中会議室 2 室、小会議室 3 室（うち中会議室 1 室、小会議室 1 室程度を町民の単独利用を可）とし、会議室に必要とする面積は約 440 ㎡となり、基本構想時より約 240 ㎡の削減が期待できます。



【その他、利用シーン等を詳細検討した面積算定により、必要面積を適正に反映】

新庁舎の規模は、事業費に大きく影響することから、上記、2 パターンの手法の他、可能な限り面積の縮小を検討し、事業費の抑制を図る必要があります。そのため、面積算定にあたっては、利用シーン等を想定した面積の詳細検討や将来変化を考慮した空間構築など検討を行い、新庁舎に必要な面積を決定しました。

3. 新庁舎規模の精査

(1) 新庁舎の規模

「2. 基本的な考え方」で示した、3つのパターンを踏まえて、新庁舎の機能ごとに必要面積を算定し、新庁舎の延床面積を精査しました。

表 新庁舎規模の再整理

機能	室名	基本計画の算定条件	基本計画面積(A)	基本構想面積(B)	差(A)-(B)	(参考) 現庁舎面積
(1) 窓口機能 (2) 執務機能	事務室(打合せスペース含む)	ユニバーサルプラン採用による面積の精査	520 m ²	818 m ²	△98 m ²	664 m ²
	特別職室	基本構想の面積とする	200 m ²			41 m ²
	応接室	面積の精査による	50 m ²	—	50 m ²	●
	書庫・倉庫	基本構想の面積とする	490 m ²	506 m ²	—	173 m ²
	会議室	現状の稼働率を踏まえ精査	440 m ²	679 m ²	△239 m ²	208 m ²
	玄関等	面積の精査による	420 m ²	641 m ²	△221 m ²	●
	電算室	面積の精査による	80 m ²	80 m ²	—	30 m ²
	相談室	利用用途を踏まえた精査	40 m ²	30 m ²	10 m ²	14 m ²
(3) 議会機能	議場・委員会室・議員控室、正副議長室・議会図書室	面積の精査による	500 m ²	385 m ²	115 m ²	256 m ²
(4) 福利厚生機能	更衣室	面積の精査による	60 m ²	150 m ²	△90 m ²	●
	休憩室					●
	宿日直室・夜間休日受付	基本構想の面積とする	10 m ²	10 m ²	—	14 m ²
	食堂	概ね基本構想の面積とする	50 m ²	54 m ²	△4 m ²	66 m ²
(5) 防災・災害対策拠点機能	災害対策本部機能	(2) 執務機能 会議室の一室を共同利用	(150 m ²)	(50 m ²)	(100 m ²)	●
	備蓄倉庫	基本構想の面積とする	180 m ²	180 m ²	—	●
	放送室	基本構想の面積とする	20 m ²	20 m ²	—	●
(6) 町民協働・交流機能	町民協働スペース	面積の精査による	360 m ²	750 m ²	△390 m ²	—
(7) ユニバーサルデザイン機能	キッズスペース	面積の精査による	30 m ²	—	30 m ²	—
	授乳室	面積の精査による	10 m ²	—	10 m ²	—
	EV	面積の精査による	10 m ²	—	10 m ²	—
(10) 近隣施設との複合利用による付加機能	民間収益機能	面積の精査による	100 m ²	上記「町民協働スペース」に含む	150 m ²	—
その他	トイレ(多目的トイレ含む)	面積の精査による	150 m ²	上記「会議室等」に含む	150 m ²	●
	機械室	面積の精査による	160 m ²	247 m ²	△87 m ²	●
	電気室	面積の精査による	60 m ²	99 m ²	△39 m ²	●
	オイルタンク室	面積の精査による	30 m ²	—	30 m ²	●
	印刷室	基本構想の面積とする	40 m ²	40 m ²	—	●
	湯沸室	面積の精査による	20 m ²	13 m ²	7 m ²	●
	庁務員室	基本構想の面積とする	10 m ²	10 m ²	—	●
ゴミ庫	面積の精査による	40 m ²	—	40 m ²	●	
計			4,080 m ²	4,883 m ²	△803 m ²	2,032 m ²

その他諸室(●)面積:566 m²

※ (8) 環境共生・省エネルギー機能と (9) 情報管理(セキュリティ) 機能については、庁舎全体に関わる機能であるため、表中(機能欄)には記載していません。

検討の結果、「表 新庁舎規模の再整理」より新庁舎規模は4,080㎡と算定しました。

ただし、基本計画に示す延床面積は目安であり、今後、手続きのオンライン化による窓口機能等のコンパクト化や、保有する公文書や備品の総量調査により、書庫・倉庫等の見直しが想定されます。

そのため、基本計画では、延床面積約4,000㎡をベンチマークとし、変動幅を持たせた延床面積約3,600㎡～約4,400㎡(±10%)を概算規模として整理します。

(2) 駐車場等の必要規模

駐車場は、基本構想において、248台（うちバイク・駐輪場20台）を確保することとしていましたが、以下の点を踏まえ、駐車台数を見直すこととします。

- ・職員駐車場は、原則、同敷地内に確保を必須としませんが、供用開始以降の運用の状況に応じてあり方を検討します。
- ・通常来庁者以外の駐車台数を減少します。確定申告時など、来庁者増が見込まれる場合は、周辺公共施設の駐車場を共用利用することにより、駐車台数を確保します。

表 駐車場等の必要規模

区分	基本構想	基本計画
来庁者用駐車場	48台	48台
公用車駐車場	28台	28台
職員用駐車場	97台	—
通常来庁者以外	50台	10台
障がい者用駐車場	5台	3台
計	228台	89台
バイク・駐輪場	20台	20台

なお、今後、手続きのオンライン化で手続き目的の来庁者は減少することが想定されます。今後の設計段階において、引続き、駐車場等の必要規模を精査していきます。

また、候補地4-2に建設を行った場合については、来庁者以外の駐車場利用方法の検討を行い、駐車場の適正な管理に努めます。

4. 新庁舎に求める構造

(1)耐震安全性の検討

大地震動に対して、主要機能を維持し、地震直後から補修することなく継続使用できる施設として、国が定める「官庁施設の総合耐震計画基準」（平成 19 年 12 月国土交通省）に即して、構造体の安全性の分類は「Ⅰ類」、建築非構造部材の安全性の分類は「A類」、建築設備の安全性の分類は「甲類」を新施設の目標とします。

表 構造体の安全性の分類

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

(2) 建物構造の検討

新庁舎は災害対策本部が設置されるなど、防災行政の中核を担う施設として役割を發揮する必要があります。この視点を踏まえ、建物構造の検討を行います。下表のとおり、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）が最も優れますが、概算工事費、工期等を踏まえて設計段階で決定するものとします。

表 建物構造の比較表

項目	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨造
基礎負担	建物荷重により基礎への負担が大きい	建物荷重により基礎への負担が大きい	基礎への負担は相対的に小さい
耐火性	耐火性に優れる	耐火性に最も優れる	高温で強度が低下するため、耐火被覆が必要
耐久性	強度・耐久性に優れるが、外壁等のひび割れ対策が必要	強度・耐久性に最も優れるが、外壁等のひび割れ対策が必要	耐久性に優れた外装材を採用できるが、鉄骨部の被膜が必要
居住性	遮音性、防振性に優れる	遮音性、防振性に優れる	比較的振動が伝わりやすい
工期	ロングスパン梁にプレキャストコンクリート採用の場合は工期が長くなる可能性がある	鉄骨工事と RC 工事の両方が必要で、工期が最も長い	現場施工が少なく、工期が最も短い
工事費用	経済的	鉄骨工事と RC 工事の両方が必要で、コストも高くなる	耐火被膜や耐火仕上げを含めると割高

(3) 耐震性能の検討

「耐震構造」、「制震構造」、「免震構造」について整理します。制震構造については低層建築物では例がないため、検討から除するのが望ましいです。新庁舎が、防災行政の中核を担う施設として役割を發揮するために、最も耐震性能を有する免震構造の採用を前提に検討を進めていきますが、概算工事費、工期等を踏まえて設計段階で決定するものとします。

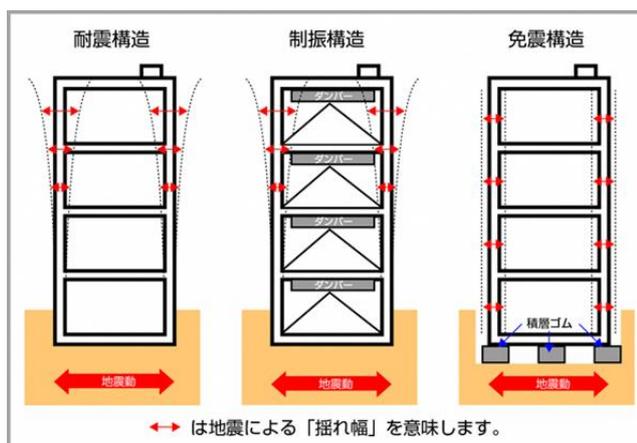


図 耐震性能の比較

表 耐震性能の比較表

項目	耐震構造	制震構造	免震構造
特徴	柱や梁、壁で地震の力に抵抗	制震装置により揺れを吸収	免震装置で揺れを直接伝えない
地震時揺れ	直接揺れが伝わり共振も起こる	直接揺れが伝わるが低減される	耐震構造比で約 20%に低減
地震時損傷	構造体にひびが入る恐れあり	耐震構造より損傷を制御可能	耐震構造より損傷を制御可能
地震時室内	備品、機器類が転倒	備品、機器類の転倒を軽減	最も被害が少ない
業務再開	室内の清掃等が必要	被害に応じ室内の清掃等が必要	業務中断が生じにくい
維持管理	特別対応は不要	制震装置は別途点検が必要	免震装置は専門的点検が必要
工期	±0	+約 1 ヶ月	+約 3 ヶ月
工事費用	最も安い	耐震構造より高い	制震構造よりさらに高い
施工難易度	施工実績が多く、難易度は高くない	特殊な製品を用いるため、やや難易度が高い	特殊な構造のため、難易度が高い

第5章 配置計画及び建築計画

第5章 配置計画及び建築計画

1. 候補地の庁舎配置方針

(1) 候補地の敷地条件から配置位置の検討

前項までの検討により、新庁舎の面積規模は以下のようになりました。

- ・延床面積 = 3,600 m² ~ 4,400 m²
- ・階数 = 3階

ここでの配置計画、建築計画は、基本設計以降の設計に余裕を持たせるため、延床面積は最大値 4,400 m² を採用し、建築面積は約 1,500 m² として検討を行います。

- ・延床面積 = 4,400 m²
- ・階数 = 3階
- ・基準階床面積 ÷ 建築面積 = 1,467 m² ⇒ 約 1,500 m²

ここでは、候補地の敷地形状を考慮し、上記基準階床面積が確保できる、梁間桁行方向の規模と配置位置を検討します。(梁間：長方形平面の短手方向、桁行：長方形平面の長手方向)

① 候補地別、梁間、桁行長さの制約

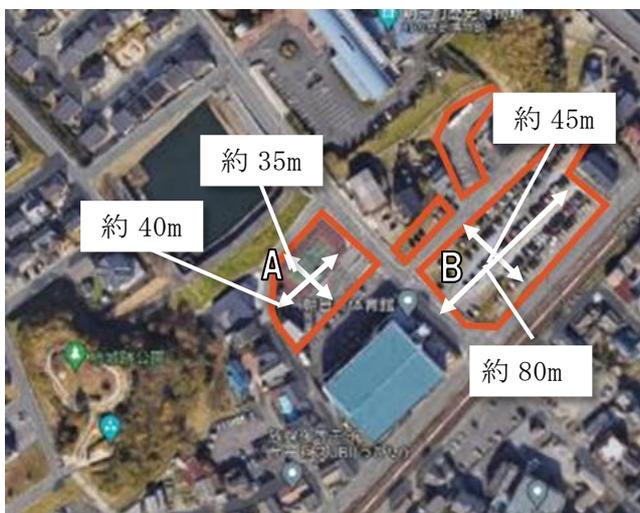


図 候補地 4-2 町体育館周辺



図 候補地 5-1 町民プール、小運動場用地

それぞれの長さから余裕 10m(道路、車路、壁面後退等)を減らします。

	候補地 4-2 町体育館周辺		候補地 5-1 町民プール、小運動場用地	
	A	B	C	D
梁間方向	35-10=25m	45-10=35m	30-10=20m	45-10=35m
可否	必要桁行方向 1500 ÷ 25 = 60m 60m > 40m × 確保できない	必要桁行方向 1500 ÷ 35 = 43m 43m < 80m ○ 建築可	必要桁行方向 1,500 ÷ 20 = 75m 75m < 110m ○ 建築可	必要桁行方向 1500 ÷ 35 = 43m 43m < 140m ○ 建築可

② 候補地別の配置位置の検討

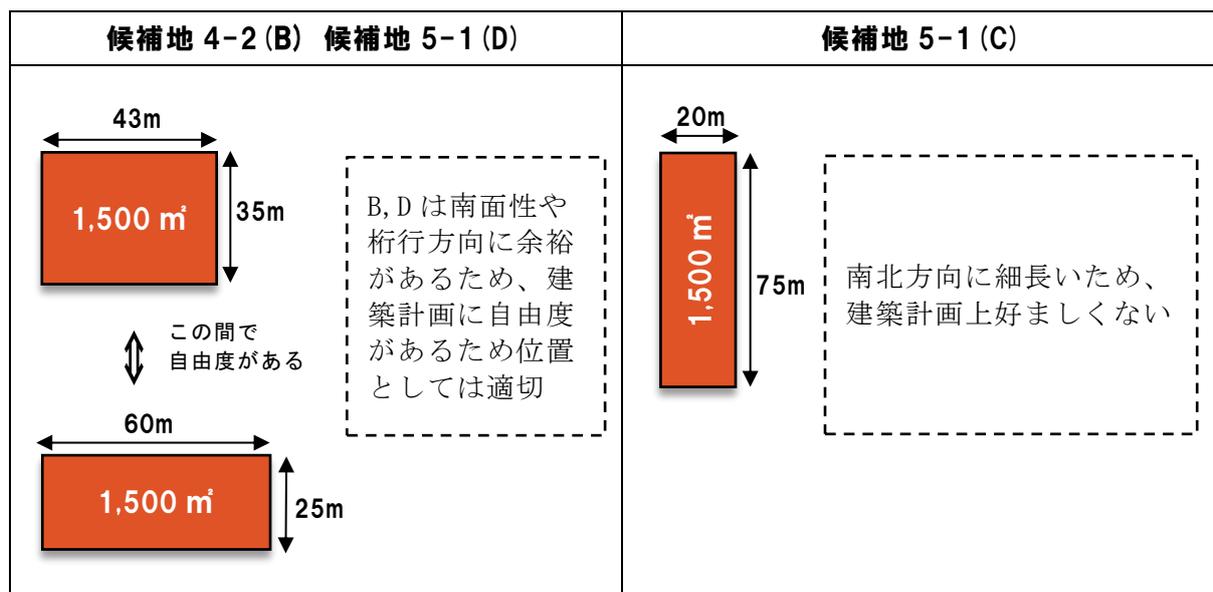
以上の結果からは、約 1,500 m²の建築面積を配置できる場所は、以下のとおりです。

○ 候補地 4-2 町体育館周辺…B の位置

○ 候補地 5-1 町民プール、小運動場用地…C、D の位置

次に建築矩形の縦横比、方位を確認します。(矩形：長方形のこと)

建築物矩形概念図は以下のとおりです。



「候補地 5-1(C)」は、建築矩形の縦横比や、桁行方向が南北であることから配置位置としては他より条件が劣る

「候補地 4-2 (B)」「候補地 5-1 (D)」で配置検討を行います。



図 候補地 4-2 町体育館周辺



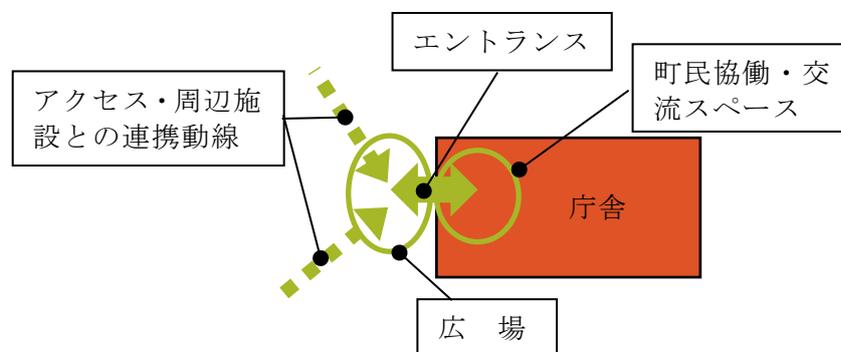
図 候補地 5-1 町民プール、小運動場用地

(2)各候補地の庁舎及びその他機能の配置方針

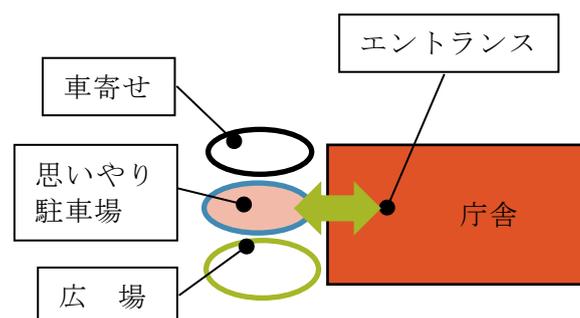
「第2章 新庁舎に必要な機能に係る整備方針」で掲げた、敷地内に配置する主要な施設、機能は、庁舎建築物、駐車場(思いやり駐車場合含む)です。

町民等、庁舎利用者の利便性を考慮した場合、庁舎配置において特に留意すべきことはアクセス性や周辺施設との連携です。また、町民の交流を促進する広場の配置も重要と考え、庁舎の配置について、以下のような考え方とします。

- ① 徒歩でのアクセス、周辺施設との連携に配慮した、庁舎エントランスの位置
- ② 庁舎エントランス前には、広場を配置し、庁舎内外一体となった交流機能の形成



- ③ 思いやり駐車場を、庁舎エントランスの近くに配置
- ④ 送迎、来客用の車寄せを、庁舎エントランスの近くに配置



- ⑤ 一般の駐車場は、日常の庁舎利用を考慮し、可能な限り庁舎の近い位置に配置する。

2. 敷地配置イメージ図

(1) 候補地 4-2

候補地 4-2 町体育館周辺における配置イメージ図は以下のとおりです。

「駐車場近接重視案」及び「広場重視案」を掲載しますが、折衷の配置も考えられます。

① 駐車場近接重視案

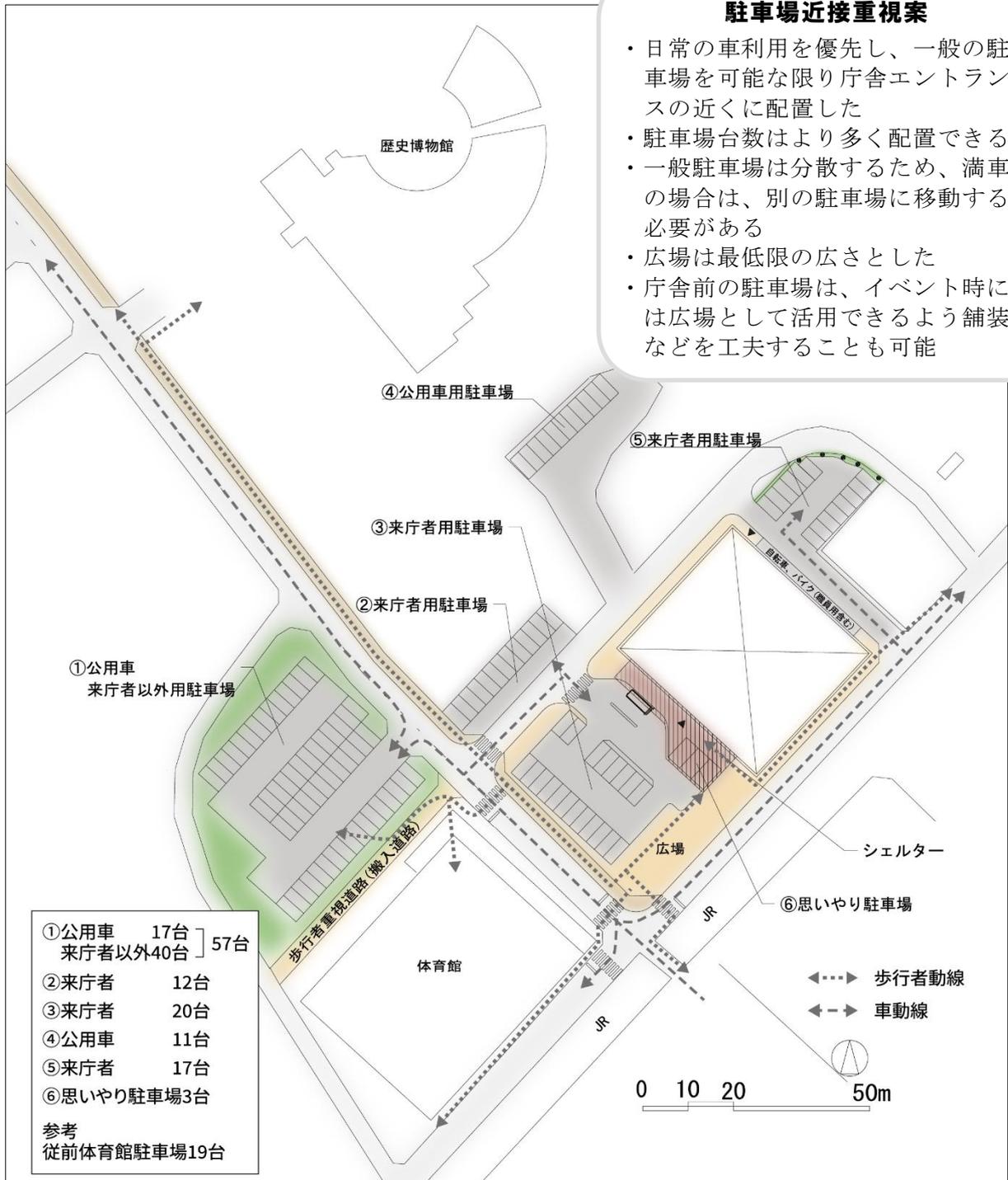


図 候補地 4-2 配置図

※本配置図はイメージであり、詳細は基本設計時に検討します。

② 広場重視案

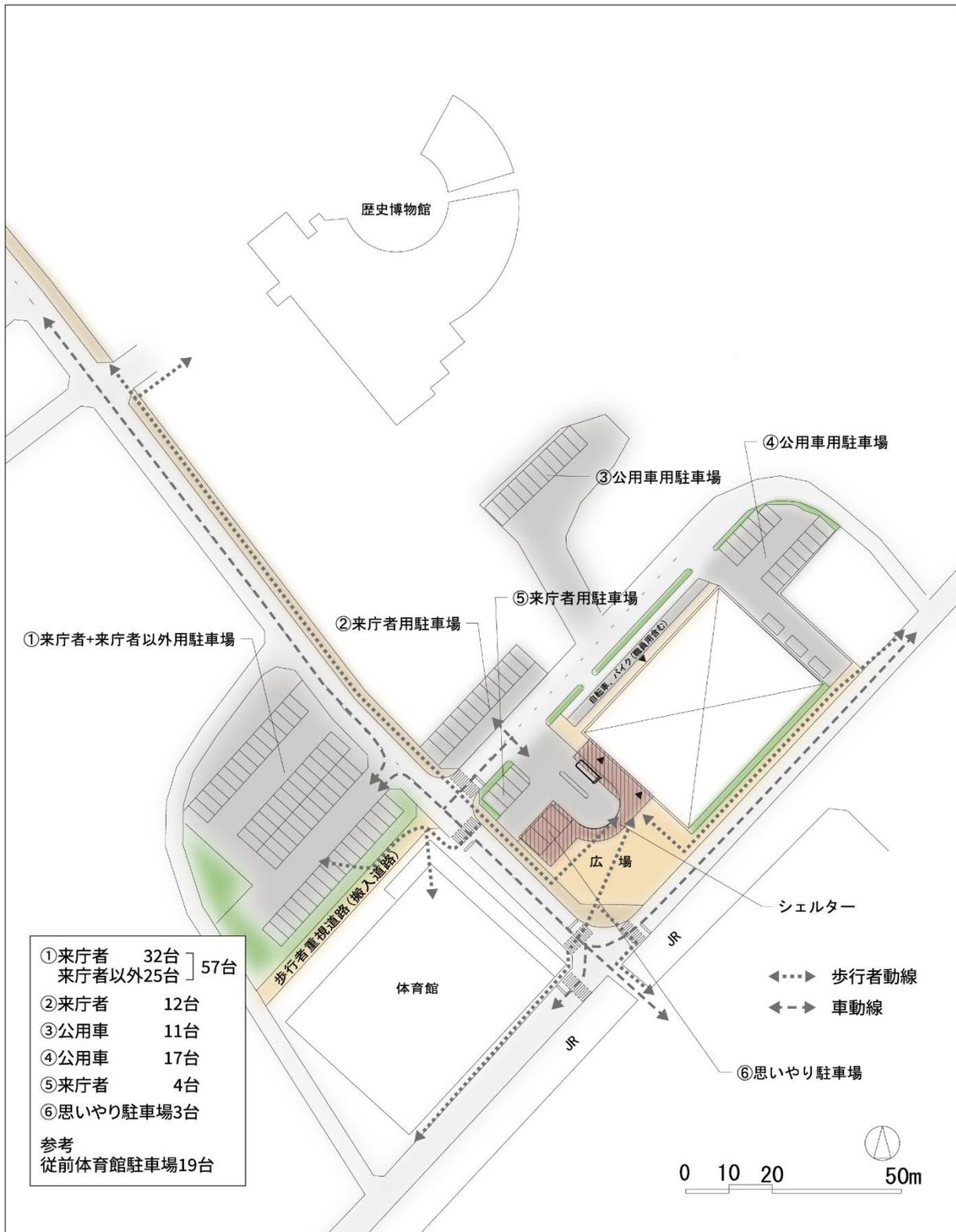


図 候補地 4-2 配置図

※本配置図はイメージであり、詳細は基本設計時に検討します。

(2)候補地 5-1

候補地 5-1 町民プール、小運動場用地における配置イメージ図は以下のとおりです。

「駐車場近接重視案」と「広場重視案」を掲載しますが、折衷の配置も考えられます。

① 駐車場近接重視案



図 候補地 5-1 配置図

※本配置図はイメージであり、詳細は基本設計時に検討します。

② 広場重視案



図 候補地 5-1 配置図

※本配置図イメージであり、詳細は基本設計時に検討します。

3. 庁舎各階配置計画

(1)各階配置断面計画

前項の検討における各階の主要な諸室配置計画を、以下のように整理します。

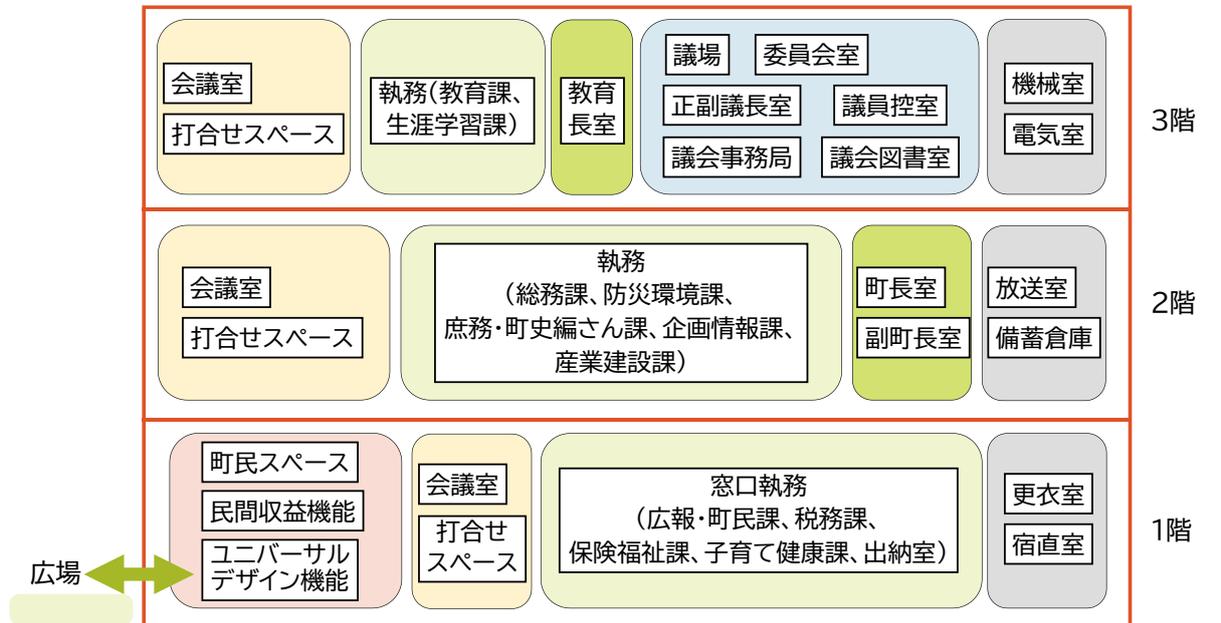


図 断面イメージ図

諸室、機能の各階利用の考え方

- ・「第2章 新庁舎に必要な機能に係る整備方針」、「第3章 新庁舎に必要な規模」を基本に各階に配置します。
- ・町民スペース等については、屋外との関係に留意、また、打合せ会議室は町民にも開放できるように配置します。
- ・町民スペースは、1階に配置し、平日の業務でも共用できるようにします。
- ・防災・災害対策拠点機能は、町長室、副町長室及び防災環境課と隣接できるよう同一階とします。
- ・教育長室、教育課及び生涯学習課は同一階とします。

(2)1階平面配置計画

1階の諸室、機能については、最も町民利用に配慮した計画とする必要があります。ここでは、1階の平日、休日の町民利用、サービスを考慮した配置方針は以下のとおりです。

① 平日町民利用

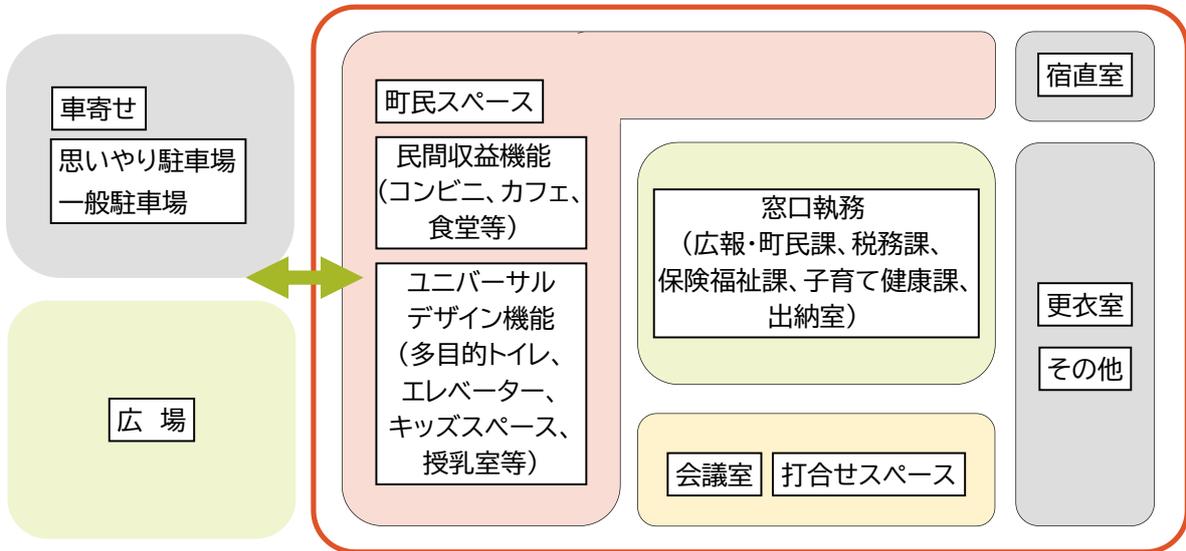


図 1階平面イメージ図

② 休日町民利用

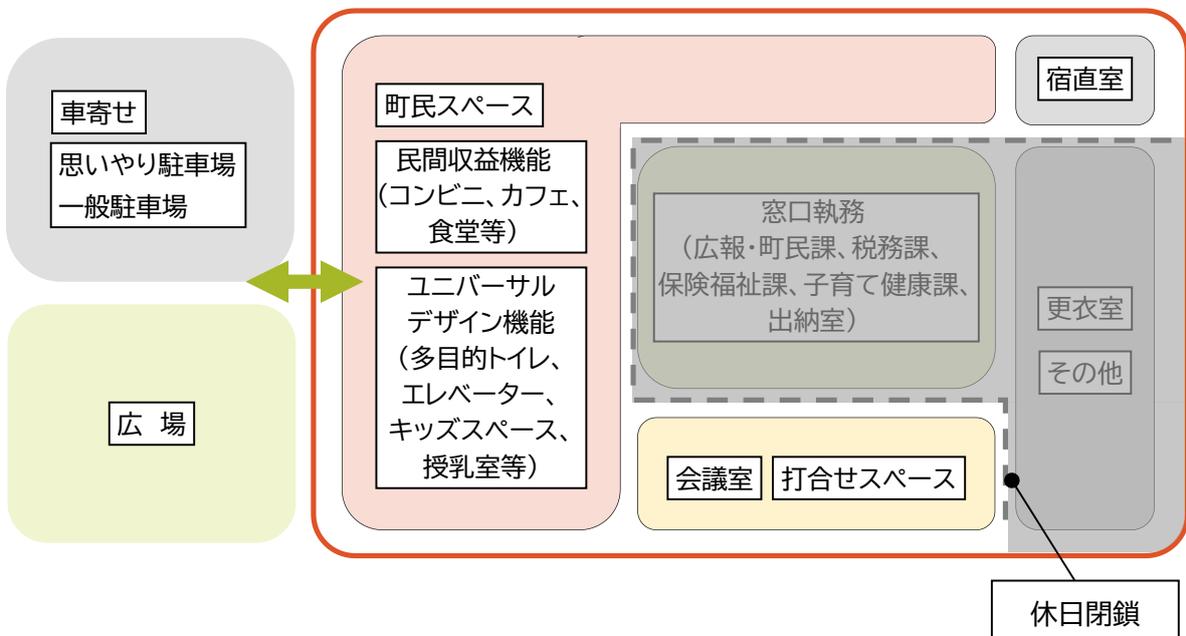


図 1階平面イメージ図

第6章 事業方式の整理

第6章 事業方式の整理

事業手法については、町が従来から採用していた「設計・施工分離発注方式」に加え、民間ノウハウや民間資金を活用した手法もあります。今後、計画を具現化していく中で、必要に応じて、事業者サウンディング（※10）等を実施し、適切な手法についての検討を進めていくこととします。

表 事業手法の例

	従来方式 (設計・施工分離発注方式)	デザインビルド方式 (設計・施工一括発注方式)	PFI (BT0) 方式
概要	<ul style="list-style-type: none"> 町が資金調達を行い、設計、施工、維持管理の各業務を個別に分離して発注する従来型の事業方式。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本設計業務を行ったうえで、実施設計と施工業務を一括で発注する方式。資金調達は町が行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計、施工、維持管理を一括して発注する方式。PFI事業者が資金調達を行い、町は事業期間にわたり割賦方式で資金返済する。
事業の効率性	<ul style="list-style-type: none"> 設計・施工、維持管理を分離して発注 	<ul style="list-style-type: none"> 設計・施工を一括発注するため、従来方式と比較し、施工の効率化が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 設計・施工、維持管理を一括発注するため、従来方式と比較し、施工や維持管理の効率化、質の向上を見据えた設計が可能
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 一般的に、PFI事業に比べ短い期間での発注手続きが可能(ただし、分離発注のため業務毎に発注手続きが必要) 	<ul style="list-style-type: none"> 設計・施工一括発注のため発注手続き等を短縮できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計・施工を一括で発注することにより設計・施工に要する期間が短縮されることが期待されるが、公募に期間を一定の期間を要する。
財政負担	<ul style="list-style-type: none"> 町が整備費用の資金調達を行い、竣工時に整備費用を負担する。 維持管理業務は別途負担が必要となる。 補助金の活用も検討可能 	<ul style="list-style-type: none"> 町が整備費用の資金調達を行い、竣工時に整備費用を負担する。 維持管理業務は別途負担が必要となる。 補助金の活用も検討可能 	<ul style="list-style-type: none"> 従来方式と比較し、事業期間にわたり、財政支出の平準化が可能 補助金活用も検討可能
民間の創意工夫	<ul style="list-style-type: none"> 業務別の個別発注であり、業種を超えた創意工夫は期待できない。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計・施工においては効率化やコスト削減が期待できるが、管理運営のサービス向上は期待できない。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計・施工・維持管理運営まで各業務を担う企業のノウハウや創意工夫が発揮されることが期待できる。
庁舎整備におけるメリット	<ul style="list-style-type: none"> 建物の詳細検討段階に発注者が関与でき、町民を含む利用者の意見を反映した柔軟な設計がしやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物の詳細検討段階に発注者が関与でき、町民を含む利用者の意見を反映した柔軟な設計がしやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 当初資金が少ない場合でも民間資金による財政負担の平準化が可能 施工や維持管理に配慮した設計が可能となり、トータルのコスト削減効果が期待できる。
庁舎整備におけるデメリット	<ul style="list-style-type: none"> 当初資金の確保が必要 施工者のノウハウが生かしくにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> 当初資金の確保が必要 設計・工事内容に対するチェック機能が働きにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎という特性上、民間収益施設が少なく、民間ノウハウの活用範囲が限定的となる。

第7章 ライフサイクルコスト及び財源の試算

第7章 ライフサイクルコスト及び財源の試算

1. ライフサイクルコストの試算 (※11)

(1)イニシャルコスト(建築費等)

新庁舎整備に必要となるイニシャルコスト (※12) について、候補地別に試算します。

① 候補地 4-2 町体育館周辺

事業費を試算するにあたっての条件を、以下のとおりとします。

- ・延床面積 4,000 m²
- ・構造・階数 鉄筋コンクリート (RC) 造・3階建
- ・敷地面積 7,200 m²



新庁舎整備に必要となるイニシャルコストは、約 32.2 億円です。

これは、新庁舎の建設に必要となる建築工事費、外構等整備費及びその他費用など、新庁舎整備に伴い発生する費用の合計です。

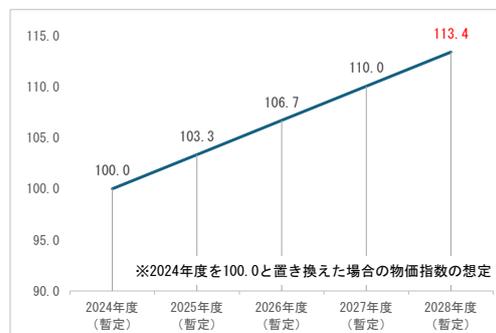
表 候補地 4-2 イニシャルコスト 内訳

項目	イニシャルコスト	備考
建築工事費	約 24.3 億円	建築工事(建築、電気設備、機械設備)
外構等整備費	約 1 億円	外構、駐車場整備 (職員駐車場含む)
その他費用	約 6.9 億円	新庁舎の整備の際に必要な、設計費、工事監理費、敷地測量費、地盤調査費、用地取得費、除却・補償費、代替施設用地費、代替施設造成費、代替施設築造・設備費、新規備品購入費の合計額です。
合計	約 32.2 億円	

なお、上記、イニシャルコストは、発注時期を見据えた物価上昇率を加味して算出しています。本計画上の物価上昇率の試算条件は、今年度の基本計画策定以降、用地交渉及び基本設計、実施設計を各1か年と想定し、最短4年目に建設工事の発注を行うものとした場合、最短での建設工事の発注となる2028年度の物価上昇率は、2024年度と比較して約14%の増と想定されます。



左図 建設工事デフレーター実績値 (国土交通省)



右図 直近4か年の物価指数の上昇からみた2024年以降の物価指数 (暫定)

■建築工事費

建築工事費を算出した結果、その合計は約 24.3 億円です。なお、主に以下の条件を加味して算出しました。

- ・令和 7 年度新営予算単価（国土交通省大臣官房官庁営繕部）をベースに、発注時期を見据え、建築資材等の高騰等、物価上昇率（14%）を加味して算出
- ・「官庁施設の総合耐震計画基準」に即し、構造体「I 類」、建築非構造部材「A 類」、建築設備「甲類」の耐震安全性を確保するため、別途単価を計上
- ・「免震構造」の採用を前提とした、別途単価を計上

表 候補地 4-2 建築工事費 内訳

工種	事業費（百万円）	備考
建築工事	1,661	
電気設備工事	235	
機械設備工事	233	
小計	2,129	
合計	2,427	物価上昇率 14%

※端数処理上、合計と一致しない場合があります。

■外構等整備費

外構等整備費を算出した結果、その合計は約 1.0 億円です。なお、発注時期を見据え、物価上昇率を加味して算出しました。

表 候補地 4-2 外構等整備費 内訳

工種	事業費（百万円）	備考
外構・駐車場整備	86.7	
合計	99	物価上昇率 14%

※端数処理上、合計と一致しない場合があります。

■その他費用

建築工事費及び外構等整備費以外で発生する費用の合計は、約 6.9 億円です。なお、発注時期を見据え、物価上昇率を加味して算出しました。

表 候補地 4-2 その他費用 内訳

工種	事業費（百万円）	備考
設計費（基本設計・実施設計）	181	官庁施設の設計業務等積算基準より
工事監理費	43	官庁施設の設計業務等積算基準より
敷地測量費	10	他自治体の公共事業事例より
地盤調査費	7	他自治体の公共事業事例より
用地取得費	220	民有地の買収価格より
除却・補償費	0.6	他自治体の公共事業事例より
代替施設用地費	0.5	民有地の買収価格より
代替施設造成費	3	他自治体の公共事業事例より
代替施設築造・設備費	43	他自治体の公共事業事例より
新規備品購入費	100	基本構想と同額
小計	608	
合計	693	物価上昇率 14%

※端数処理上、合計と一致しない場合があります。

② 候補地 5-1 町民プール、小運動場用地

事業費を試算するにあたっての条件を、以下のとおりとします。

- ・延床面積 4,000 m²
- ・構造・階数 鉄筋コンクリート (RC) 造・3 階建
- ・敷地面積 9,600 m²



新庁舎整備に必要となるイニシャルコストは、約 31.6 億円です。

表 候補地 5-1 イニシャルコスト 内訳

項目	イニシャルコスト	備考
建築工事費	約 24.3 億円	建築工事(建築、電気設備、機械設備)
外構等整備費	約 1.3 億円	外構、駐車場整備(職員駐車場含む)
その他費用	約 6 億円	新庁舎の整備の際に必要な、設計費、工事監理費、敷地測量費、地盤調査費、除却・補償費、アクセス道路費、代替施設用地費、代替施設造成費、代替施設築造・設備費、新規備品購入費の合計額です。
合計	約 31.6 億円	

※端数処理上、合計と一致しない場合があります。

■ 建築工事費

建築工事費を算出した結果、その合計は約 24.3 億円です。なお、候補地 4-2 と同条件で算出しました。

表 候補地 5-1 建築工事費 内訳

工種	事業費(百万円)	備考
建築工事	1,661	
電気設備工事	235	
機械設備工事	233	
小計	2,129	
合計	2,427	物価上昇率 14%

※端数処理上、合計と一致しない場合があります。

■外構等整備費

外構等整備費を算出した結果、その合計は約 1.3 億円です。

表 候補地 5-1 外構等整備費 内訳

工種	事業費（百万円）	備考
外構・駐車場整備	118	
合計	134	物価上昇率 14%

※端数処理上、合計と一致しない場合があります。

■その他費用

建築工事費及び外構等整備費以外で発生する費用の合計は、約 6.0 億円です。

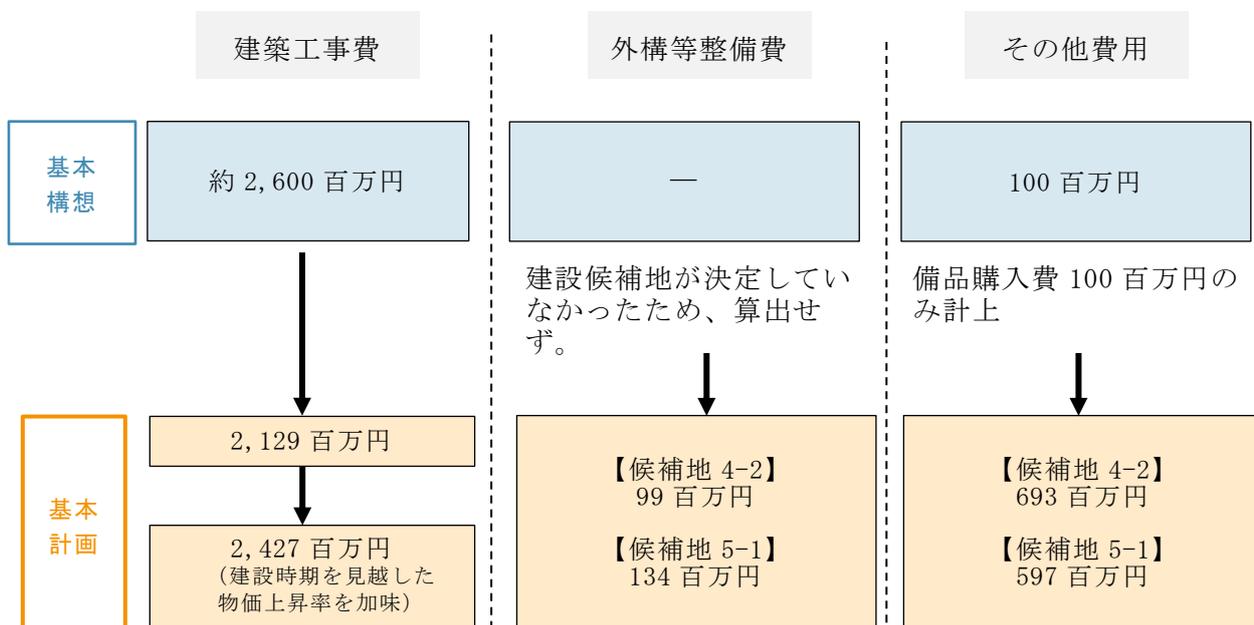
表 候補地 5-1 その他費用 内訳

工種	事業費（百万円）	備考
設計費（基本設計・実施設計）	181	官庁施設の設計業務等積算基準より
工事監理費	43	官庁施設の設計業務等積算基準より
敷地測量費	10	他自治体の公共事業事例より
地盤調査費	7	他自治体の公共事業事例より
除却・補償費	51	他自治体の公共事業事例より
アクセス道路用地費	56	民有地の買収価格より
アクセス道路築造費	29	他自治体の公共事業事例より
代替施設用地費	0.5	民有地の買収価格より
代替施設造成費	3	他自治体の公共事業事例より
代替施設築造・設備費	43	他自治体の公共事業事例より
新規備品購入費	100	基本構想と同額
小計	524	
合計	597	物価上昇率 14%

※端数処理上、合計と一致しない場合があります。

(2)イニシャルコストの考え方について

イニシャルコストは建築工事費、外構等整備費及びその他費用に分類して算出しました。各費用は以下の通りです。



- ・ 令和 7 年度新営予算単価（国土交通省大臣官房官庁営繕部）をベースとして、構造体「I 類」、建築非構造部材「A 類」、建築設備「甲類」の耐震安全性を確保するため、別途単価を計上
- ・ 免震構造の採用を前提に、別途単価を計上するなど、詳細な建築工事費を算出
- ・ 一方新庁舎の延床面積を当初の約 4,800 m²から約 4,000 m²に縮小

建設候補地が決定したため、候補地ごとに算出

備品購入費に加えて、より詳細に設計費や用地取得費、代替施設造成費などを計上

これらの検討により、それぞれの候補地におけるイニシャルコストは以下の通りと算定されました。

	建築工事費	外構等整備費	その他費用	総額
【候補地 4-2】 町体育館周辺	2,427	99	693	3,219
【候補地 5-1】 町民プール、 小運動場用地	2,427	134	597	3,158

(百万円)

ただし、以下の観点からコストの継続検討が必要です。

- ① いずれの候補地とした場合にも代替施設の方針・規模等について今後さらなる検討が必要であり、整備内容によりイニシャルコストは変動します。
- ② 本計画で算出した事業費は、庁舎建設に発生するコストであり、その他、新庁舎の供用開始に向けて、各課が使用するシステムの移設や、引越し業務等、運営に係る費用が別途発生します。
- ③ 本計画で算出したイニシャルコストは、本年度の基本計画策定以降、用地交渉及び基本設計、実施設計を各1か年と想定し、最短4年目に建設工事の発注を行った場合を想定して、算出したものであります。今後、建設時期が確定した際には、建設物価の変動による費用の見直しを行うほか、地盤調査結果、構造条件等の変更により費用の増減がある場合は、今後の設計段階で十分精査したうえで、事業を遂行します。

(3)ランニングコストの試算

前項のイニシャルコストに加え、供用開始以降の維持管理に係るランニングコスト（※13）が発生します。庁舎の日常的な維持管理に要する光熱水費、委託費、修繕費及び職員駐車場利用料については、他自治体の同規模庁舎（延床面積約4,000㎡・3階建て）における維持管理事例を基に試算します。

また大規模改修費については、「朝日町公共施設個別施設計画（以下、「個別計画」という。）」（令和3年3月策定）に基づき施設の長寿命化を行うことを前提に費用及び実施周期を検討します。費用は個別計画に記載の改修費単価に基づき試算します。実施周期は主体構造を鉄筋コンクリート造とし、長寿命化を行う場合80年ごとに建替え、供用開始から建替えまでの間30年ごとに大規模改修を行うと定め、費用を試算しています。

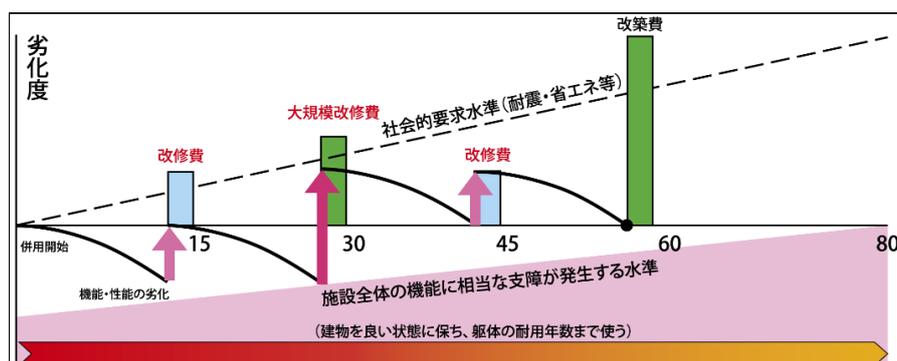


図 保全実施時期イメージ

表 新庁舎維持管理・運営に係るライフサイクルコスト

項目	1年当たりの費用 (百万円)	備考
光熱水費	6.8	電気、ガス、水道代を含む
委託費	18.7	清掃、機械・空調設備保守及び警備費用等を含む
修繕費（経常的修繕）	1.0	1年あたり1百万円と想定
職員駐車場利用料	1.9	1年あたり2万円/台×94台=1.9百万円
1年あたりのランニングコスト	28.4	

項目	1回当たりの費用 (百万円)	備考
大規模改修費	960.0	1回当たり24万円/㎡×4,000㎡=960百万円 供用開始から約30年目・約60年目での2回の実施を想定。

※上記のほかに、庁舎サービスを運営に必要な消耗品費や燃料費などが別途発生します。また、本試算結果は今後検討する建設時期や設計条件等諸条件により変動する可能性があります。

※建設基準年以降の物価上昇率は見込んでいません。

※端数処理により記載の合計値が値の和と異なる場合があります。

日常的な維持管理に要する費用は1年あたり28.4百万円、大規模修繕に要する費用は1回あたり960百万円と想定できます。

2. 財政シミュレーション

財政シミュレーションは、基本計画において算定したイニシャルコスト（建築工事費、外構等整備費及びその他費用）並びにランニングコストが後年度の町財政にどのような影響を与えるか、さらに安定的な財政運営を行うために必要な庁舎建設基金の積立額を試算するため、下記的前提条件のもとに実施したものです。

(1) 前提条件

【歳出】

① イニシャルコスト

(百万円)

	建築工事費	外構等整備費	その他費用	総額
【候補地 4-2】 町体育館周辺	2,427	99	693	3,219
【候補地 5-1】 町民プール、 小運動場用地	2,427	134	597	3,158

② ランニングコスト

(万円)

	1年あたりの費用
新庁舎	2,840
(参考) 現庁舎	1,420

1年あたりのコストは2,840万円となるが、現庁舎での年間維持管理費が約1,420万円となっているため実質年間コストの増加額は1,420万円とする。

【歳入】

① 地方債

①-1 緊急防災・減災事業債(以下「緊防債」という。)

緊防債は交付税措置が見込まれるため限度額を借入します。

※当該事業債は令和7年度末まで発行可能予定だが延長されると仮定。

※借入条件は元利均等償還、30年償還（据置無）、利率0.9%（半年賦・変動金利（10年毎見直し））

※緊防債対象経費100%充当（内70%が普通交付税に算入）

借入限度額は以下の算定式より、1,139百万円と算定されます。

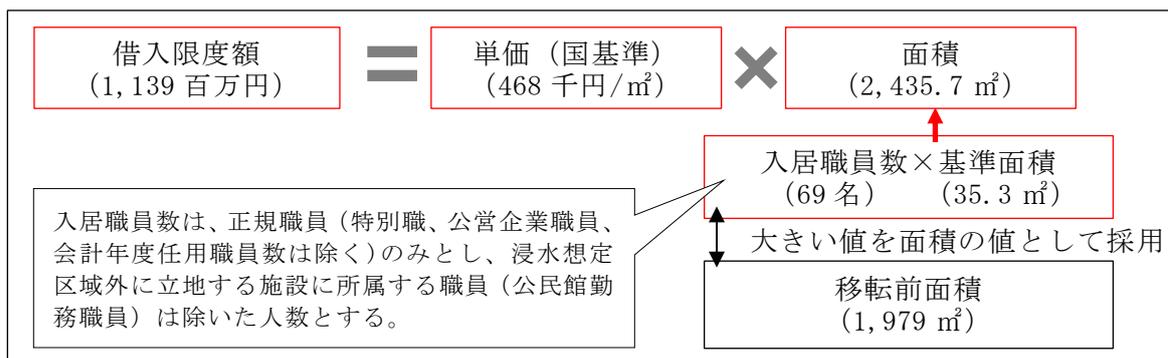


図 緊急防災 借入限度額の算定方法

普通交付税見込額は借入限度額の70%であり、20年間にわたり分割で措置されるため、1年あたりの措置額は39.9百万円と算定できます。

$$1,139 \text{ 百万円} \times 70\% = 797.9 \text{ 百万円}$$

$$797.9 \text{ 百万円} \div 20 \text{ 年} = 39.9 \text{ 百万円}$$

①-2 一般事業債

一般事業債は、一般財源の補填のために活用しますが、将来の財政負担額を減らすために借入額をできる限り減らしていく必要があります。

※借入条件は緊防債と同条件

(元利均等償還、30年償還(据置無)、利率0.9%(半年賦・変動金利(10年毎見直し))

※一般事業債対象経費75%充当(普通交付税措置なし)

一般事業債は付与対象となる経費の75%充当されるため、借入限度額は、以下の通り算定できる。

((イニシャルコスト総額) — (対象外事業費) — (緊防債借入額)) × 75%		
(A)	(B)	(C)

よって、候補地別に以下の通りと算定できます。

表 一般事業債借入限度額の算定 (百万円)

	候補地 4-2	候補地 5-1
イニシャルコスト総額(A)	3,219	3,158
対象外事業費(B)	45.9	130.9
緊防災借入額(C)	1,139.9	1,139.9
(A) - (B) - (C)	2033.2	1,887.2
借入限度額 (A) - (B) - (C) × 75%	1524.9	1,415.4

② 一般財源

先の①-1 緊防債及び①-2 一般事業債の借入後の残額を庁舎建設基金及び一般財源で充当します。庁舎建設基金については、令和6年度末現在約6億円の残高がありますが、一般事業債の借入を減らすとともに、単年度の一般財源負担を減らすために今後計画的な積立を行う必要があります。

(2)財政シミュレーションの実施

事業着工の目安を把握するために、庁舎建設基金等の確保額並びに将来の財政負担額を試算します。事業着工時における必要となる庁舎建設基金等一般財源の確保額及び地方債の借入額を3ケースに分けて、次のとおりシミュレーションを行いました。

① 前提条件

庁舎建設基金の確保できた額に応じて以下3通りのシミュレーションを行う。

ケース1	庁舎建設基金8億円、一般財源2億円が確保できた場合
ケース2	庁舎建設基金10億円、一般財源2億円が確保できた場合
ケース3	庁舎建設基金12億円、一般財源2億円が確保できた場合

② 試算

【候補地 4-2】

ステップ1 一般事業債借入額の決定

新庁舎建設に要するイニシャルコスト総額に対し、庁舎建設基金（それぞれのケースで設定した額）、一般財源（2億円）及び緊防債を限度額（約11.4億円）借入れた場合にも不足する財源を一般事業債で賄います。結果、ケース1では約10.8億円、ケース2では約8.8億円、ケース3では約6.8億円の一般事業債の借り入れが必要であると算定できます。

表 事業全体の収支計画予定

(百万円)

			ケース1	ケース2	ケース3
歳出	事業費	イニシャルコスト	3,219.0	3,219.0	3,219.0
歳入	基金・一般財源	庁舎建設基金	800.0	1,000.0	1,200.0
		一般財源（財政調整基金等）	200.0	200.0	200.0
	基金・一般財源合計		1,000.0	1,200.0	1,400.0
	地方債	緊急防災・減災事業債	1,139.9	1,139.9	1,139.9
		一般事業債	1,079.1	879.1	679.1
借入額合計		2,219.0	2,019.0	1,819.0	

ステップ2 1年あたりの負担額の算定

1年あたりに負担する経費(A)は元利償還金（ケースごとの一般事業債借入額により変動）及びランニングコスト（14.2百万円）に対し、地方交付税措置(B)（39.9百万円）です。

これらの検討により、候補地4-2における年間実質負担額は、ケース1の場合58.9百万円、ケース2の場合51.2百万円、ケース3の場合43.6百万円と算定できます。

表 1年あたりの収支計画予定

(百万円)

			ケース1	ケース2	ケース3
歳出	後年度負担経費	元利償還金	84.6	76.9	69.3
		ランニングコスト	14.2	14.2	14.2
	経費合計(A)		98.8	91.1	83.5
歳入	財政措置	地方交付税措置(B)	39.9	39.9	39.9
年間実質負担額((A)-(B))			58.9	51.2	43.6

表 1年あたりの町民1人あたりの負担額

(円)

		ケース1	ケース2	ケース3
(参考)町民1人当たりの負担額		4,908	4,267	3,633

※町民人口を令和12年目標人口12,000人として試算

【候補地 5-1】

候補地 5-1 も候補地 4-2 と同様手順で検討を行います。

ステップ 1 一般事業債借入額の決定

ケース 1 では約 10.2 億円、ケース 2 では約 8.2 億円、ケース 3 では約 6.2 億円の一般事業債の借り入れが必要であると算定できます。

表 事業全体の収支計画予定

(百万円)

			ケース 1	ケース 2	ケース 3
歳出	事業費	イニシャルコスト	3,157.9	3,157.9	3,157.9
歳入	基金・一般財源	庁舎建設基金	800.0	1,000.0	1,200.0
		一般財源（財政調整基金等）	200.0	200.0	200.0
	基金・一般財源合計		1,000.0	1,200.0	1,400.0
	地方債	緊急防災・減災事業債	1,139.9	1,139.9	1,139.9
		一般事業債	1,018.0	818.0	618.0
借入額合計		2,157.9	1,957.9	1,757.9	

ステップ 2 1年あたりの負担額の算定

候補地 5-1 における年間実質負担額は、ケース 1 の場合 56.5 百万円、ケース 2 の場合 48.9 百万円、ケース 3 の場合 41.3 百万円と算定できます。

表 1年あたりの収支計画予定

(百万円)

			ケース 1	ケース 2	ケース 3
歳出	後年度負担経費	元利償還金	82.2	74.6	67.0
		ランニングコスト	14.2	14.2	14.2
	経費合計(A)		96.4	88.8	81.2
歳入	財政措置	地方交付税措置(B)	39.9	39.9	39.9
年間実質負担額((A)-(B))			56.5	48.9	41.3

表 1年あたりの町民 1人あたりの負担額

(円)

		ケース 1	ケース 2	ケース 3
(参考)町民 1人あたりの負担額		4,708	4,075	3,442

※町民人口を令和 12 年目標人口 12,000 人として試算

(参考) 町民 1 人あたりの負担額 (候補地 4 - 2 ケース 2 の場合)



(3) 財政シミュレーションによる考察

事業着工の時期の目安としては、住民サービスの低下を招くことのないよう財政運営を考慮すると、将来負担はできる限り少なくしたいと考えるところです。しかしながら、現庁舎が津波・高潮の被害想定区域であることや老朽化が著しいことから諸条件を整えば早急に新庁舎整備事業に取り組む必要があります。

従って、一つの事業着工の目安としては、今後の財政運営のなかで、単年度の庁舎建設基金の積立額や一般会計決算状況を踏まえ、町の財政構造が後年度の年間実質負担額を賄うことのできる状況であるかを見据えて判断することとします。

なお、財政シミュレーションでは、建設費用等の総事業費やランニングコストについて現時点で想定される前提をベースに算出したものです。今後、事業着工に際して物価変動等による費用の見直しが必要となりますが、基本設計時において十分に精査するとともに、新庁舎整備事業と安定的な財政運営の両立に努めます。

第8章 事業スケジュール

第8章 事業スケジュール

新庁舎の事業着工の時期については、現庁舎が津波・高潮の被害想定区域にあることや老朽化が著しいことから諸条件が整えられれば早急に整備に取り組む必要があります。しかし、一方で当町では厳しい財政状況の改善を図るべく、令和6年度より朝日町財政改革推進プランにおける個別取組事項に基づき収支改善に向けた改革に取り組んでおります。

このような状況を踏まえ、新庁舎整備事業については、安定的な財政構造の構築をベースに推進すべきものとの町議会からの提言などを踏まえ、まずは財政再建を優先することとします。

従って事業着工の時期については、起債に係る元利償還金による将来の財政負担を明らかにするとともに、庁舎建設基金における必要な積み立てが行われるなどの財源確保の目途がついた時期に改めて検討していきます。

以下に事業着工の時期を決定し順当に進んだ場合のスケジュールを示します。

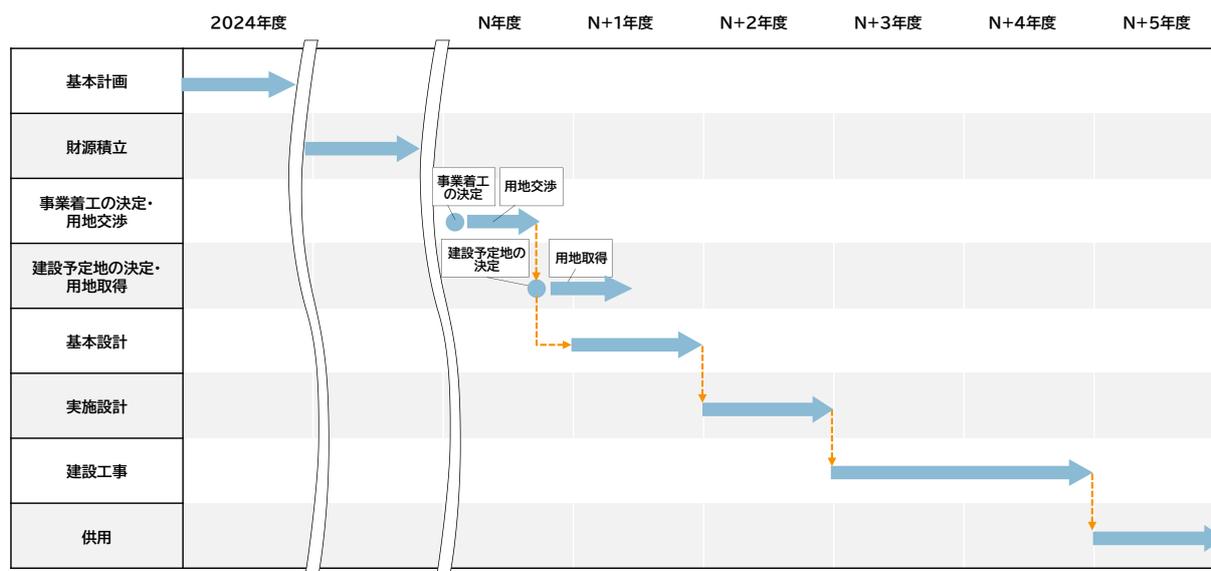


図 事業スケジュール（従来方式の場合）

第9章 今後の検討について

第9章 今後の検討について

基本計画では、令和4年10月に策定した基本構想を踏まえ、建設候補地の絞り込み、本庁舎に求められる導入機能・規模、事業費の算定等検討を行ってきました。今後新庁舎整備を進めるうえでの検討事項を以下に整理します。

(1)事業着工の決定

新庁舎建設に向けて、財源確保のため庁舎建設基金の積み立てを行っていきませんが、事業着工時期については各年度の基金積立額や一般会計決算状況、さらに庁舎整備に係る諸条件を踏まえ、慎重に決定していく必要があります。

(2)建設候補地の決定

基本計画では2候補地への絞り込みを行いました。第1候補地とした候補地4-2町体育館周辺においては特に今後民間事業者等の地権者との適切な用地交渉を行うことにより、最終的な建設予定地を決定する必要があります。候補地を決定後には速やかに用地取得を行い、設計・建設へと繋げていきます。また、テニスコートの代替地の確保と職員駐車場の整備の検討を行います。

(3)関係機関との協議

都市計画法に基づく用途地域の変更手続きや民間事業者の用地を取得する場合には土地収用法に基づく事業認定の手続きなど、あらかじめ新庁舎整備事業スケジュールを想定した適切な時期より、関係機関との協議を行う必要があります。

(4)コストの継続検討

建設候補地の決定により庁舎整備に係る諸条件が確定することに伴い、基本設計を進める中でハード面の整備内容とコストの検討を行っていきます。

また、本事業は町にとって財政規模の大きな事業であるため、有効な起債の活用や事業費の削減により財政負担軽減策の検討を行う必要があります。

(5)運用方法の検討

ハード面の整備だけでなく将来的なDXの進展や働き方改革の推進を見込んだ執務空間の運用方法等ソフト面を検討する必要があります。この検討は職員による庁内横断的な組織を構成し全庁的に進めていきます。

また、庁舎における町民協働・交流のための町民スペースや駐車場の運用については、さらなる検討が必要です。特に、建設候補地を候補地 4-2 町体育館周辺に決定した場合、JR朝日駅利用者による来庁者用駐車場の利用が想定されることから、駐車場運用方法を含め検討していきます。

(6)民間収益施設の導入可能性の検討

基本計画では町民・職員の利便性向上や交流を目的とし、民間収益施設の複合を検討しました。今後民間事業者へのサウンディング調査の実施を通して、民間収益機能の用途・規模、事業スキームを検討する必要があります。

(7)現庁舎跡地活用方法等の検討

庁舎の移転・建替えに伴い、現庁舎跡地の有効活用が必要です。したがって建設候補地にある既存施設の代替施設の確保も含めた跡地活用の方向性を検討していきます。この検討は本庁舎の候補地決定に向けた手続きの段階から同時に進めていきます。

第10章 おわりに

第10章 おわりに

今後の庁舎整備にあたって、基本理念である「町民の安全・安心を支え、将来を見据えた柔軟な行政サービス提供の場となり、地域住民の誰もが親しみやすく協働、交流できる朝日の誇れる庁舎」を目指し、より細やかな検討を行っていきます。

一方で、本事業は当町にとって重要かつ財政規模の大きな事業であることから、町の持続可能な行財政運営に十分配慮しながら事業を遂行していく必要があります。

最後に、今後も町民、議会や関係団体に対する情報提供や意見聴取を行いながら、住民の方々が利用しやすく、身近に親しんでいただけるような庁舎となるよう取り組んでいきますので、町民の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

資料集

資料集

1. 朝日町新庁舎建設基本計画策定委員会

庁舎の導入機能について、町民・専門家の立場から意見交換等を行うため、学識経験者、識見者、各種団体の代表者などから成る朝日町新庁舎建設検討委員会を以下のとおり全5回にわたって開催しました。現庁舎の課題の把握、新しい庁舎に望むことなどについて議論し、その結果を本計画に反映しました。

(1)設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、朝日町新庁舎建設基本計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、計画を検討及び協議するため、朝日町新庁舎建設基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他、庁舎建設に関し委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員 10 名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 自治区を代表する者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 町議会議員
- (5) 公募町民
- (6) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定日までとする。

- 2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 副委員長は委員長が指名する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が召集し、委員長が会議の議長となる。ただし、最初で開催される会議は、町長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会議の意見聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、計画の策定が終了したとき、その効力を失う。

(2)委員名簿

(敬称略)			
	要綱規程 区分	氏 名	所 属 名
1	第3条第1号委員 (識見を有する者)	こばやし けいたろう 小林 慶太郎	四日市大学 副学長
2	第3条第1号委員 (識見を有する者)	ごとう たかし 後藤 崇	建築専門家
3	第3条第2号委員 (自治区を代表する者)	あずま かつひさ 東 勝久	自治区長会 会長
4	第3条第3号委員 (関係団体を代表する者)	ふくなが えみ 福永 絵美	朝日中学校PTA会長
5	第3条第3号委員 (関係団体を代表する者)	のもと ふじあき 野本 藤昭	老人クラブ 副会長
6	第3条第3号委員 (関係団体を代表する者)	もり みゆき 森 深雪	アイリスあさひ 副会長
7	第3条第4号委員 (町議会議員)	せい まさと 清 将人	朝日町議会 議長
8	第3条第4号委員 (町議会議員)	みずたに やすゆき 水谷 保之	朝日町議会 副議長
9	第3条第6号委員 (町長が必要と認める者)	あだち てるお 安達 輝雄	元区長
10	第3条第6号委員 (町長が必要と認める者)	ひらの ともこ 平野 智子	朝日町立学校に設置する 学校運営協議委員(中学校)

※第3条5号委員(公募による町民委員)については、令和5年8月広報及びホームページにて公募を実施したところ、応募者がいなかったため、第3条6号委員(町長が必要と認める者)を2名選出した。

(3)開催記録

	開催日	検討内容
第1回	令和5(2023)年 11月22日(水)	<ul style="list-style-type: none">・庁舎建設までのプロセス及び委員会スケジュール(案)について・新庁舎基本構想の振返り・建設候補地決定における評価の考え方について
第2回	令和6(2024)年 1月24日(水)	<ul style="list-style-type: none">・建設候補地の評価内容の検討について・新庁舎の導入機能について
第3回	令和6(2024)年 5月15日(水)	<ul style="list-style-type: none">・建設候補地の決定について・新庁舎の導入機能について
第4回	令和6(2024)年 7月10日(水)	<ul style="list-style-type: none">・新庁舎の規模の算定及び建築計画、配置計画について
第5回	令和6(2024)年 10月9日(水)	<ul style="list-style-type: none">・基本計画(素案)(概算事業費・事業スケジュール)について
第6回	令和6(2024)年 11月25日(月)	<ul style="list-style-type: none">・基本計画(素案)(概算事業費・事業スケジュール)について
報告	令和7(2025)年 2月●日(●)	<ul style="list-style-type: none">・パブリックコメントを受けて基本計画(素案)の修正・基本計画(案)の答申

2. 導入機能アンケート

(1)職員向け

<実施概要>

実施日	令和5(2023)年12月中旬
実施対象	朝日町役場職員(全16課)
アンケート項目	・執務室の配置形態(中央集約型・中廊下型) ・庁舎の複合的な利用についての意見

<調査票>

【別紙】

新庁舎整備に伴う導入機能整理に関する調査【STEP1】

職員各位

総務課では、令和4年10月に策定した、「朝日町新庁舎建設基本構想」の基本理念である「町民の安全・安心を支え、将来を見据えた柔軟な行政サービス提供の場となり、地域住民の誰もが親しみやすく協働・交流できる朝日の誇れる庁舎」を目標とする庁舎像として設定し、現在、庁舎建設基本計画の策定を進めています。

また、基本理念を実現するための5つの基本方針を定めており、本計画の策定の検討にあたっては、この基本方針を十分に加味したうえでの機能整理を検討する必要があります。

本調査は、新庁舎整備に伴い導入する機能について、職員の要望を十分に反映することを目的に実施するものです。本調査の記入にあたっては、この基本理念及び基本方針の実現及び日常の執務上の課題等を踏まえたうえで、新庁舎整備での目指すべき機能について、回答をお願いします。

※ 本調査は本計画策定期間において、2段階での実施を予定しております。

STEP1 庁舎の建築計画の根幹となる、執務室の配置形態や議場のあり方など大きな方向性を明らかにするための調査 ※今回の調査

STEP2 必要となる部屋等に対し、日頃の使い勝手を踏まえた具体的な仕様を明らかにし設計の条件に繋げるための調査(例えば、会議室の数・広さ、宿日直室の設え等の要望の聞き取り) ※令和6年4月頃実施予定

【参考】

基本理念 <目標とする庁舎像>

町民の安全・安心を支え、将来を見据えた柔軟な行政サービス提供の場となり、
地域住民の誰もが親しみやすく協働、交流できる朝日の誇れる庁舎

基本方針

1 町民の安全・安心を支える強靱な庁舎
2 町民に親しまれ賑わいや交流のある庁舎
3 機能性に優れ、柔軟で効率的な庁舎
4 人や環境にやさしい庁舎
5 経済的で合理性の高い庁舎

1

各課等の名称 ()

1 執務室の配置形態について

※【基本方針3 機能性に優れ、柔軟で効率的な庁舎】に該当

中央集約型		中廊下型		
動線	来庁者	複数の手続きが1か所で済むことが可能となり、移動が少なく済む。(ワンストップサービス)	来庁者	対応目途口が明確である。中廊下から課の案内サインが視認しやすい。手続きごとに移動が発生する。
	職員	動線が短く、来庁者との交錯がない。手続きに応じた職員ローテーションの確立が必要となる。	職員	来庁者が各課に移動するため、移動が少なくて済む。
執務	可変性	執務室が一体の空間となるため、組織改編への対応など、フレキシビリティが高い	可変性	廊下を挟んで執務室が分かれるため、全体としてのフレキシビリティは低い。(各々のエリア内はあり)
	執務効率	執務室・執務関連スペースが集約され、効率が良く、利便性が高い。	執務効率	執務関連スペースが分断されるため移動距離が長くなる。
	機器配置	コピー等の複合機を中心に集約配置できるため台数効率が良い。	機器配置	コピー等の複合機は分散されるため台数効率が劣る。
面積効率	各課間で共用できる部分が多いため、面積効率が良い。	面積効率	各課で単独で必要な什器等を手配することになるため、面積効率が劣る。	

中央集約型 ・ 中廊下型 ・ その他 ()

選択した理由・意見

【別紙】

2 庁舎の複合的な利用の検討について ※【基本方針2 町民に親しまれ賑わいや交流のある庁舎】に該当

新庁舎建設基本構想において、新庁舎では、日常的には行政サービスを提供するだけでなく、新たに「町民と町民の協働、交流スペース」として、親しみやすく気軽に立ち寄れる場とすることを位置付けており、そのうえで、老朽化している中央公民館(朝日町公民館)や朝日町浄水場(上下水道課)など既存の町有施設との併設又は複合化について、関係者と十分調整を図りながら検討を進めることを掲げています。

直近の全国的な事例をみても、他の用途を複合した庁舎建設は多く、本町においても複合的な利用の検討を進めていきます。参考事例を踏まえ、庁舎の複合的な利用の考えについて、ご意見をお願いします。

意見・要望

【参考】

① 町民交流の機能を複合化した事例

・米原市庁舎(滋賀県)

貸館機能として、市民に会議室(写真(左))を開放し、会議や研修会などの利用を許可し市民活動の場として提供している。また、ちょっとした打合せや休憩など、誰でも自由に利用できる市民活動スペース(写真(右))も設けている。



② 子育て支援の機能を複合化した事例

・各務原市庁舎(岐阜県)

窓口を利用する親子が自由に使うことができる「キッズスペース」を併設。



・日高村庁舎(高知県)

子育てについて、保健師や保育士に気軽に相談できる「子育て支援センター」を併設。」



・常滑市庁舎(愛知県)

庁舎の一角に、絵本コーナーや季節やイベントに応じた企画の展示などが行われている「こども図書室」を併設。



回答期限:令和5年●月●日(●)

(2)議員向け

<実施概要>

実施日	令和5(2023)年12月
実施対象	朝日町議会 議員(11名)
アンケート項目	・議場の席配置 ・議会活動に必要な機能(部屋)の可否、設置要件についての意見

<調査票>

【別紙】

新庁舎整備に伴う導入機能整理に関する調査

議員各位

本町では、令和4年10月に策定した、「朝日町新庁舎建設基本構想」の基本理念である「町民の安全・安心を支え、将来を見据えた柔軟な行政サービス提供の場となり、地域住民の誰もが親しみやすく協働・交流できる朝日の誇れる庁舎」を目標とする庁舎像として設定し、現在、庁舎建設基本計画の策定を進めています。

また、基本理念を実現するための5つの基本方針を定めており、本計画の策定の検討にあたっては、この基本方針を十分に加味したうえでの機能整理を検討する必要があります。

本調査は、新庁舎整備に伴い導入する機能について、議会の要望を十分に反映することを目的に実施するものです。本調査の記入にあたっては、この基本理念及び基本方針の実現及び日常の執務上の課題等を踏まえたうえで、新庁舎整備での目指すべき機能について、回答をお願いいたします。

【参考】

基本理念 <目標とする庁舎像>

町民の安全・安心を支え、将来を見据えた柔軟な行政サービス提供の場となり、
地域住民の誰もが親しみやすく協働、交流できる朝日の誇れる庁舎

基本方針

- 1 町民の安全・安心を支える強靱な庁舎
- 2 町民に親しまれ賑わいや交流のある庁舎
- 3 機能性に優れ、柔軟で効率的な庁舎
- 4 人や環境にやさしい庁舎
- 5 経済的で合理性の高い庁舎

1

1 議場の席配置について

※【基本方針3 機能性に優れ、柔軟で効率的な庁舎】に該当

	直列形式	対面形式	円形形式
平面			
イメージ写真			
メリット	傍聴席から執行部の表情が確認できる。	傍聴席・議長席から議員と執行部の双方の表情が確認できる。	傍聴席から一部議員と執行部の表情が確認できる。 一部議員同士の表情が確認できる。
デメリット	傍聴席から議員の表情は確認できない。 議員同士の表情は確認できない。	議員同士の表情が確認できない。	効率的に面積を確保できない。

直列形式 ・ 対面形式 ・ 円形形式 ・ その他()



意見・要望

2 議会活動に必要な機能(部屋)について

新庁舎建設基本構想で定めた諸室について、本計画で仕様を決定する必要があります。各諸室について、ご意見をお聞かせください。

1 正副議長室

基本構想で定めた仕様	正副議長の執務及び応接スペースを議会事務局に隣接した場所に配置します。
諸室の要否	要 ・ 否
意見	

2 委員会室

基本構想で定めた仕様	常任委員会、予算特別委員会など各委員会の審議のスペースを1室配置し、パーテーション等でフレキシブルに利用できるよう考慮します。 設備面では、議場と同様に各種設備の環境整備を行います。 傍聴席は、議場と同様に議会傍聴規則を考慮し配置します。
諸室の要否	要 ・ 否
意見	

3 議員控室

基本構想で定めた仕様	全議員が集まるスペースとして配置します。 平常時は全員協議会として使用し、災害時には議会としての防災拠点として使用するため、議場と同様に各種設備の環境整備を行いつつ、災害情報を把握するためのモニターの設置を検討します。
諸室の要否	要 ・ 否
意見	

4 議会図書室

基本構想で定めた仕様	議会議事録の保存、その他審議に必要な文献等が閲覧できるスペースを配置します。また、様々な資料検索のための専用パソコンの設置を検討するなど閲覧できる環境を整備します。
諸室の要否	要 ・ 否
意見	

5 職員控室

基本構想で定めた仕様	職員が議会審議に備えるため、議場、委員会室、議員控室のそれぞれをモニタリングできるスペースを確保し、審議状況が把握できるよう環境整備します。
諸室の要否	要 ・ 否
意見	

【別紙】

6 議会事務局

基本構想で定めた仕様	正副議長室に隣接し、階段やエレベーターからの来客が議会事務局を介して議会各室へ案内できるよう配置します。 また、応接スペース、給湯スペースの配置を検討します。
諸室の要否	要 ・ 否
意見	

7 議会書庫・倉庫

基本構想で定めた仕様	議会関係の文書、備品保管庫として設置します。
諸室の要否	要 ・ 否
意見	

8 その他

基本構想で定めた仕様	庁舎内のロビー等に議会展示用のモニターを設置します。
諸室の要否	要 ・ 否
意見	

回答期限:令和5年●月●日(●)

3. 建設候補地アンケート

<実施概要>

実施日	令和6(2024)年5月
実施対象	新庁舎建設基本計画策定委員会 副委員長・委員(計10名)
アンケート項目	・ 庁舎建設に適する候補地 ・ 選定理由

<調査票>

令和6年3月19日

朝日町新庁舎建設基本計画策定委員会委員 各位

朝日町新庁舎建設基本計画策定委員会事務局
(朝日町役場総務課)

新庁舎建設候補地に関するアンケート調査について(依頼)

平素は、朝日町政全般にわたり格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標題の件につきまして、第2回の新庁舎建設基本計画策定委員会で候補地について多岐にわたる議論がありましたが、候補地の選定について、現時点における各委員のご意見を改めて伺いたいと思います。

つきましては、どの候補地が最適と思われるか、3月29日(金)までに別紙調査票によりご回答をお願いします。

なお、本アンケート調査について、次回の新庁舎建設基本計画策定委員会の資料として活用させていただきますのでご承知おきください。

また、次回の新庁舎建設基本計画策定委員会で改めてどの候補地が最適かご意見をお聞かせ願います。

以上

【事務担当】
朝日町役場 総務課 永田・寺島
TEL 059-377-5651
FAX 059-377-5661
E-mail soumu@town.asahi.mie.jp

(別紙)

新庁舎建設候補地に関するアンケートの回答

氏名 _____

- 1 建設候補地の選定について、3つ候補地を提案していますが、現時点でどの候補地が最適だと思いますか？下記の項目のうち1つに○を記入してください。

①候補地 4-2 : 朝日町体育館周辺	②候補地 5-1 : プール、小運動場用地	③候補地 5-2 : 町民グラウンド用地	④その他 (理由を2へお書きください。)

- 2 その候補地を選んだ理由をお書きください。

※結果については、無記名で集計させていただきます。

回答期限：3月29日（金）

<結果概要>

候補地	人数	主な選定理由
候補地 4-2	6人	<ul style="list-style-type: none"> ・位置的にほぼ町の中心にある。 ・JR朝日駅に近く、伊勢湾岸道路をはじめ主要な道路への交通のアクセスが良く利便性が高い。 ・近隣の町施設（教育文化施設、町体育館、公民館）との連携がしやすい。 ・海拔13mもあり、浸水予想地域外であり、水害のリスクが低い。
候補地 5-1	2人	<ul style="list-style-type: none"> ・用地交渉リスク・取得費用の低さ（新たに取得の必要な用地が少ないため。） ・救助活動拠点となる町民グラウンドとの連携ができる点から有効性が高く、被災時にも柔軟な対応が可能のため。
候補地 5-2	0人	—
その他	1人	<ul style="list-style-type: none"> ・財源等が明らかになっていない以上、無責任に選定はできない。

4. 用語集

報告書の中にある※印のついた用語について以下に解説します。

※No.	用語名	解説
1	2050年脱炭素社会	2020年、政府は2050年までに二酸化炭素をはじめとする人為的な温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いた合計を、実質的にゼロにする社会を目指すと宣言した。この実現に向けて、世界が取組みを進めており、120以上の国と地域が「2050年脱炭素社会」という目標を掲げている。
2	SDGs (エスディージーズ)	「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称。SDGsは2015年9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標のこと。
3	ユニバーサルプラン	個室や各島の配置・設定を統一規格化することで、変更時の大幅な工事をなくすレイアウト手法。
4	フリーアクセス フロア	躯体と床の間に電源や通信用の配線、及び空調設備等の機器を収納可能な床のこと。
5	ICT	「Information and Communication Technology(情報通信技術)」の略称。
6	オストメイト	様々な病気や事故などにより、お腹に排泄のための『ストーマ(人工肛門・人工膀胱)』を備えた人のこと。
7	サイン計画	現在地の名称、目的地の方向、用途説明や注意事項を示すための目印や標識、看板などの「サイン」を、どこにどのように出すか計画すること。
8	タスクアンビエント 照明	必要な場所に必要な光を提供することで、無駄な照明を減らし、省エネを実現する照明計画のこと。
9	Low-e 複層ガラス	Low-E 複層ガラスは、2枚以上のガラス同士を「中空層」と呼ばれる空間を隔てた「複層ガラス」という製品の一種。「Low-E ガラス」「エコガラス」とも呼ばれる。
10	事業者 サウンディング	事業条件に反映させることを目的とし、市場性の有無や実現性の高い事業スキームについて、民間事業者から幅広くアイデア・意見を聞き取る調査。

11	ライフサイクルコスト	建物の計画・設計・施工から、維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額のこと。ライフサイクルコストは、イニシャルコストとランニングコストに大きく分けられる。
12	イニシャルコスト	建物の整備に要する初期費用を指し、設計料や建築工事費などを含む。
13	ランニングコスト	建物の維持管理に要する費用を指し、保全費、光熱費、修繕費などを含む。